

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

(令和4年3月29日付け鹿児島県公報により公表)

鹿 児 島 県

●鳥獣保護管理事業計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第4条に基づき、鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画として鳥獣保護管理事業計画を策定する。

本計画は5年ごとに改訂することとされており、今期計画は第13次計画となる。

－ 目 次 －

項 目	頁
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護地区の指定	1
(1) 方針	1
ア 指定に関する中長期的な方針	1
イ 指定区分ごとの方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
ア 鳥獣保護区の指定計画	3
イ 既指定鳥獣保護区の変更計画 [既存]	9
ウ 鳥獣保護区の指定計画 [新規]	13
2 特別保護地区の指定	14
(1) 方針	14
ア 指定に関する中長期的な方針	14
イ 指定区分ごとの方針	14
(2) 特別保護地区の指定計画	15
ア 特別保護地区の指定計画	15
イ 特別保護地区の指定内訳	20
(3) 特別保護指定区域	20
3 休猟区の指定	20
(1) 方針	20
(2) 休猟区の指定計画	21
(3) 特例休猟区の指定計画	21
4 鳥獣保護区の整備等	21
(1) 方針	21
(2) 整備計画	21
ア 管理施設の設置	21
イ 利用施設の整備	22
ウ 調査、巡視等の計画	22
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	22
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	23
1 鳥獣の人工増殖	23
(1) 方針	23
(2) 人工増殖計画	23
2 放鳥獣	23
(1) 方針	23
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	24
ア 放鳥計画	24
イ 入手計画	24
(3) 放獣計画	24
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	25
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	25

(1) 希少鳥獣等	25
ア 対象種	25
イ 保護及び管理の考え方	25
(2) 狩猟鳥獣	25
ア 対象種	25
イ 保護及び管理の考え方	25
(3) 外来鳥獣	26
ア 対象種	26
イ 保護及び管理の考え方	26
(4) 指定管理鳥獣	26
ア 対象種	26
イ 保護及び管理の考え方	26
(5) 一般鳥獣	27
ア 対象種	27
イ 保護及び管理の考え方	27
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	27
(1) 許可しない場合の基本的考え方	27
(2) 許可に当たっての条件の考え方	28
(3) わなの使用に当たっての許可基準	28
ア わなの構造に関する基準	28
1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合	28
2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合	28
イ 標識の装着に関する基準	28
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	28
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	29
2-1 学術研究を目的とする場合	29
(1) 学術研究	29
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	31
2-2 鳥獣の保護を目的とする場合	31
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	31
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	32
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	32
2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	33
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	33
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合	34
ア 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の基本的考え方	34
イ 鳥獣による被害発生予察表の作成	34
1) 被害発生予察表	35
2) 被害発生予察表に係る方針等	36
ウ 鳥獣の適正管理の実施	36
エ 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）についての許可基準の設定	36
1) 基本的な方針	36
2) 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施に当たっての留意事項	37
3) その他	37
オ 許可基準	37
カ 鳥獣の種類ごとの許可基準	40
キ 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の適正化のための体制の整備等	45
1) 方針（捕獲隊の現況等）	45
2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	45
3) 指導事項の概要	46

2-4	その他特別の事由の場合	46
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	46
(2)	愛玩のための飼養の目的	47
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	47
(4)	鵜飼漁業への利用の目的	48
(5)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	48
(6)	前各号に掲げるもののほか、公益上の必要があると認められる目的	49
3	その他、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	49
3-1	捕獲許可した者への指導	49
(1)	捕獲物又は採取物の処理等	49
(2)	従事者の指揮監督	50
(3)	危険の予防	50
(4)	錯誤捕獲の防止	50
3-2	許可権限の市町村長への委譲	50
3-3	鳥類の飼養登録	50
(1)	方針	50
(2)	飼養適正化のための指導内容	51
3-4	販売禁止鳥獣等の販売許可	51
(1)	許可の考え方	51
(2)	許可の条件	51
3-5	住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	51
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	52
1	特定猟具使用禁止区域の指定	52
(1)	方針	52
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	52
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	54
2	特定猟具使用制限区域の指定	57
(1)	方針	57
(2)	銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画	57
(3)	特定猟具使用制限区域指定内訳	57
3	猟区設定のための指導	57
(1)	方針	57
4	指定猟法禁止区域	57
(1)	方針	57
(2)	指定猟法禁止区域の指定内訳	58
第六	特定計画の作成に関する事項	58
1	計画作成の目的	58
2	対象鳥獣	58
(1)	第一種特定鳥獣保護計画	58
(2)	第二種特定鳥獣管理計画	59
3	計画期間	59
4	対象区域	59
5	計画の目標	59
(1)	第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標	59
(2)	第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標	59
6	保護事業又は管理事業	60

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に係る保護事業	60
ア 個体群管理	60
イ 生息環境管理	60
ウ 被害防止対策	62
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に係る管理事業	61
ア 個体群管理	61
イ 生息環境管理	61
ウ 被害防止対策	61
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	62
(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	62
(2) 実施期間	62
(3) 実施区域	62
(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	62
(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	62
(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者	62
8 計画の記載項目及び様式	63
(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目	63
(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目	63
9 計画の作成及び実行手続	64
(1) 検討会・連絡協議会の設置	64
(2) 関係地方公共団体との協議	64
(3) 利害関係人の意見の聴取	64
(4) 計画の決定及び公表・報告	64
(5) 計画に関する実施計画の作成	64
ア 公表	64
イ 区域	64
ウ 期間	65
エ 実施主体	65
(6) 実施計画に基づく保護又は管理の推進	65
(7) モニタリング	65
10 計画の評価・見直し	65
11 計画の実行体制の整備	66
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	66
1 方針	66
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	67
(1) 方針	67
(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	67
(3) 希少野生鳥獣調査	67
(4) 狩猟鳥獣生息調査	68
(5) 放鳥効果測定調査	68
(6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	69
ア 第一種特定鳥獣	69
イ 第二種特定鳥獣	69
ウ 指定管理鳥獣	69
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	70
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	70
(2) 捕獲等情報収集調査	70
(3) 制度運用の概況情報	70

4	新たな技術の研究開発・普及	70
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	71
1	鳥獣行政担当職員	71
(1)	方針	71
(2)	設置計画	71
(3)	研修計画	72
2	鳥獣保護管理員	72
(1)	方針	72
ア	鳥獣保護管理員の活動について	72
イ	鳥獣保護管理員の任命について	73
ウ	鳥獣保護管理員の総数について	73
エ	鳥獣保護管理員の資質の維持・向上について	73
(2)	設置計画	73
(3)	年間活動計画	73
(4)	研修計画	74
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	74
(1)	方針	74
(2)	研修計画	74
(3)	狩猟者の育成及び確保のための対策	74
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	75
4	取締り	75
(1)	方針	75
(2)	年間計画	76
5	必要な財源の確保	76
第九	その他	76
1	狩猟の適正化	76
2	傷病鳥獣救護への対応	76
(1)	方針	76
ア	傷病鳥獣救護の基本的な考え方	76
(2)	体制	77
(3)	傷病鳥獣の個体の処置	78
ア	傷病鳥獣の個体の処置の基本的な考え方	78
(4)	野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発	78
(5)	放野	78
ア	放野の基本的な考え方	78
3	油等による汚染に伴う水鳥の救護	78
4	感染症への対応	79
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	79
(2)	豚熱 (C S F), アフリカ豚熱 (A S F)	79
(3)	その他感染症	79
5	普及啓発	80
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	80
ア	方針	80
イ	事業の年間計画	80
ウ	愛鳥週間行事等の計画	81
(2)	安易な餌付けの防止	81

ア 方針	81
(3) 野鳥の森等の整備	81
(4) 愛鳥モデル校の指定	81
ア 方針	81
イ 指定期間	81
ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容	81
エ 指定計画	82
(5) 法令の普及徹底	82
ア 方針	82
イ 年間計画	82
参考資料	83
(1) 鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧	84
(2) 特別保護地区（再指定）の概要	89
(3) 県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧	92
(4) 野鳥一般における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等	93
(5) 国が示す死亡野鳥の検査基準	94
(6) わなの使用に当たっての許可基準	96
(7) 被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①（一般捕獲と法人捕獲）	98
(8) 被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）	99
(9) 市町村別の予察捕獲と農林業被害状況	101

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鹿児島県は南北約 600 km，東西約 200 kmにも及ぶ長くかつ広大な県土を有しており，また，温帯域から亜熱帯域に及ぶ気候を有していることから，多種多様な野生鳥獣の生息に適した環境を有している。特に，奄美諸島は，アマミノクロウサギ，ケナガネズミ，オオトラツグミ，アマミヤマシギ，オーストンオオアカゲラなど希少な鳥獣の宝庫となっている。

このような背景の下，鳥獣保護区の指定を行い，鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取を禁止することで安定した種の生存を確保するとともに，多様な野生鳥獣の生息環境の保全・管理を行ってきたところである。第12次計画終了時点で，128箇所・県土面積918,708haの約7%である64,203ha（森林面積594,535haに対しては約11%）を鳥獣保護区に指定している。

第13次鳥獣保護管理事業計画においても，このような観点から以下の方針により鳥獣保護区の指定を行うこととする。

- 1) これまで指定してきた鳥獣保護区を維持することにより，鳥獣の保護繁殖を図ることを基本とするが，新たな鳥獣保護区の指定及び更新等については，鳥獣の専門家，関係地方公共団体，農林水産業団体，狩猟者団体，自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるとともに，地域の自然的社会的特性を踏まえ，農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意の上，指定区分に従い指定を行う。
- 2) 次に該当する場合は，「解除」，「区域変更」等の見直しを行う。
 - a 鳥獣による農林業被害が増大し，地元で農林水産業等の生産活動に直接携っている人や団体等，利害関係人の意見に合理性があると認められ，指定を継続することが困難と判断された区域
 - b 都市化・宅地化の進展等により指定当初の意義が薄れてきた区域
 - c 希少鳥獣の生息地が拡大してきた区域
 - d 地理的状况に変化が生じる区域あるいは指定範囲が不明瞭な区域など，区域界の見直しの必要が生じた区域
- 3) 指定期間は，鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から，基本的に10年とする。
- 4) 指定する区域での農林水産業被害に対しては，被害防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）等の実施について，関係者の理解が得られるよう適切に対応する。
- 5) 鳥獣保護区においても，必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整や指定管理鳥獣の捕獲等の取り組みを進める。

イ 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する県・市町村との連絡調整を図るよう努める。

また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道、その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積が概ね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切かを考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりを持った団地状となるよう、かつ低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - (a) 天然林
 - (b) 林相、地形が変化に富む地域
 - (c) 溪流又は沼沢を含む地域
 - (d) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上になるよう努める。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 広葉樹林などの多様な森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- ア 渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
- イ 鳥類の渡りの経路上、必要な地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖

地の鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成した鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）に掲載した絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣や、これらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。

また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけることなどにより、効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため、必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定計画

第13次鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣保護区の指定の目標を59箇所、17,700haとする。

(第1表) その1

(単位: ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)	区分	本計画期間に <u>指定する</u> 鳥獣保護区 ^(更新箇所 も含む)					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所	58	箇所	7	9	12	5	8	41
	面積	57,552	変動 面積	8,856	5,718	17,622	2,280	3,216	37,692
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
集団渡来地	箇所	1	箇所						
	面積	172	変動 面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所	1	1	1	1	1	5
	面積	1,208	変動 面積	748	748	748	748	748	3,740
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
身近な鳥獣生息地	箇所	65	箇所	4	10	15	7	6	42
	面積	5,271	変動 面積	591	1,484	557	357	505	3,494
計	箇所	59	箇所	12	20	28	13	15	88
	面積	17,700	変動 面積	10,195	7,950	18,927	3,385	4,469	44,926

(環境省基準) 目標箇所=森林面積(5条)594,535[㊦](うち、民有林440,134[㊦])×1/10,000=59箇所目標面積=59箇所×300[㊦]=17,700ha

(第1表) その2

(単位: ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)	区分	本計画期間に <u>区域拡大する</u> 鳥獣保護区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (C)
森林鳥獣生息地	箇所	58	箇所						
	面積	57,552	変動 面積						
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
集団渡来地	箇所	1	箇所						
	面積	172	変動 面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所						
	面積	1,208	変動 面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
身近な鳥獣生息地	箇所	65	箇所						
	面積	5,271	変動 面積						
計	箇所	59	128	箇所					
	面積	17,700	64,203	変動 面積					

(第1表) その3

(単位: ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)	区分	本計画期間に <u>区域縮小する</u> 鳥獣保護区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (D)
森林鳥獣生息地	箇所	58	箇所	1		1	1		3
	面積	57,552	変動 面積	1,010		541	582		2,133
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
集団渡来地	箇所	1	箇所						
	面積	172	変動 面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所						
	面積	1,208	変動 面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
身近な鳥獣生息地	箇所	65	箇所		1	1		1	3
	面積	5,271	変動 面積		29	53		402	484
計	箇所	59	箇所	1	1	2	1	1	6
	面積	17,700	変動 面積	1,010	29	594	582	402	2,617

(第1表) その4

(単位: ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)	区分	本計画期間に <u>解除又は期間満了となる</u> 鳥獣保護区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (E)
森林鳥獣生息地	箇所	58	箇所	1					1
	面積	57,552	変動 面積	420					420
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
集団渡来地	箇所	1	箇所						
	面積	172	変動 面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所						
	面積	1,208	変動 面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動 面積						
身近な鳥獣生息地	箇所	65	箇所						
	面積	5,271	変動 面積						
計	箇所	59	128	箇所	1				1
	面積	17,700	64,203	変動 面積	420				420

(第1表) その5

(単位: ha)

区分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)	区分	計画期間中の増減 ※1	計画終了時の 鳥 獣 保 護 区 ※2	備 考
森林鳥獣生息地	箇所		58	箇所	△1	57	解除: 草野鳥獣保護区
	面積		57,552	変動 面積	△2,553	54,999	
大規模生息地	箇所			箇所			
	面積			変動 面積			
集団渡来地	箇所		1	箇所	0	1	
	面積		172	変動 面積	0	172	
集団繁殖地	箇所			箇所			
	面積			変動 面積			
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所	0	4	
	面積		1,208	変動 面積	0	1,208	
生息地回廊	箇所			箇所			
	面積			変動 面積			
身近な鳥獣生息地	箇所		65	箇所	2	67	新設: 三連鳥獣保護区, 溝ノ口河六鳥獣保護区
	面積		5,271	変動 面積	△463	4,808	
計	箇所	59	128	箇所	1	129	
	面積	17,700	64,203	変動 面積	△3,016	61,187	

※1 箇所 B-E 面積 B+C-D-E

※2 箇所 A+B-E 面積 A+B+C-D-E

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画 [既存]

(第2表) その1

年度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	備考
				異動前の面 積(ha)	異動面積 (ha)	異動後の面 積(ha)		
令和4 年度	森林鳥獣生息地	加世田	更新	620	0	620	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	南さつま市
	森林鳥獣生息地	大口鶴田	縮小	2,200	1,010	1,190	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	伊佐市, さつ ま町
	森林鳥獣生息地	佐多岬	更新	1,118	0	1,118	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	南大隅町, ㊦ 157ha
	森林鳥獣生息地	西桜島	更新	1,865	0	1,865	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	鹿児島市
	身近な鳥獣生息地	山川小学校	更新	35	0	35	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	指宿市
	身近な鳥獣生息地	戸柱番所	更新	190	0	190	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	南九州市
	身近な鳥獣生息地	天神	更新	65	0	65	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	南九州市
	森林鳥獣生息地	丸木浜	更新	300	0	300	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	南さつま市
	森林鳥獣生息地	三島	更新	2,743	0	2,743	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	三島村
	森林鳥獣生息地	丸尾	更新	1,020	0	1,020	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	霧島市
	身近な鳥獣生息地	魚見岳・知林 ヶ島	更新	301	0	301	R 4. 11. 1～ R14. 10. 31	指宿市
	希少鳥獣生息地	馬毛島	更新	748	0	748	R 4. 11. 1～ R 5. 10. 31	西之表市
		計	12箇所		11,205	1,010	10,195	
令和5 年度	森林鳥獣生息地	奥十層	更新	782	0	782	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	伊佐市
	身近な鳥獣生息地	新富城山	更新	189	0	189	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	肝付町
	森林鳥獣生息地	平川	更新	1,250	0	1,250	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	鹿児島市
	森林鳥獣生息地	吹上潟	更新	565	0	565	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	日置市
	森林鳥獣生息地	坊岬	更新	370	0	370	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	南さつま市
	身近な鳥獣生息地	照島	更新	346	0	346	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	いちき串木 野市
	身近な鳥獣生息地	中郷池周辺	更新	117	0	117	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	薩摩川内市
	身近な鳥獣生息地	戸柱大島	縮小	350	29	321	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	阿久根市
	身近な鳥獣生息地	八幡公園	更新	34	0	34	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	始良市
	身近な鳥獣生息地	吾平山稜	更新	68	0	68	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	鹿屋市
	身近な鳥獣生息地	菱刈小学校	更新	25	0	25	R 5. 11. 1～ R15. 10. 31	伊佐市

(第2表) その2

年度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	備考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)		
令和5 年度	身近な鳥獣生 息地	上小川	更新	30	0	30	R 5.11.1～ R15.10.31	霧島市
	森林鳥獣生息 地	鹿児島県民 の森	更新	1,003	0	1,003	R 5.11.1～ R15.10.31	霧島市, 始良市
	身近な鳥獣生 息地	長雲峠	更新	35	0	35	R 5.11.1～ R15.10.31	龍郷町
	身近な鳥獣生 息地	観音ヶ池	更新	319	0	319	R 5.11.1～ R15.10.31	いちき串木野市
	森林鳥獣生息 地	南之郷花房	更新	427	0	427	R 5.11.1～ R15.10.31	曾於市
	森林鳥獣生息 地	小杉谷	更新	474	0	474	R 5.11.1～ R15.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息 地	荒川	更新	349	0	349	R 5.11.1～ R15.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息 地	宮之浦岳	更新	498	0	498	R 5.11.1～ R15.10.31	屋久島町, ㊦ 498ha
	希少鳥獣生息 地	馬毛島	更新	748	0	748	R 5.11.1～ R 6.10.31	西之表市
	計	20 箇所		7,979	29	7,950		
令和6 年度	森林鳥獣生息 地	高隈	更新	400	0	400	R 6.11.1～ R16.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息 地	熊野	更新	834	0	834	R 6.11.1～ R16.10.31	中種子町, 南種子 町
	身近な鳥獣生 息地	開聞小学校	更新	6	0	6	R 6.11.1～ R16.10.31	指宿市
	身近な鳥獣生 息地	川辺小学校	更新	22	0	22	R 6.11.1～ R16.10.31	南九州市
	身近な鳥獣生 息地	花尾	更新	10	0	10	R 6.11.1～ R16.10.31	鹿児島市
	身近な鳥獣生 息地	城山	更新	17	0	17	R 6.11.1～ R16.10.31	鹿児島市
	身近な鳥獣生 息地	慈眼寺	更新	7	0	7	R 6.11.1～ R16.10.31	鹿児島市
	身近な鳥獣生 息地	新田神社	更新	30	0	30	R 6.11.1～ R16.10.31	薩摩川内市
	身近な鳥獣生 息地	伊集院城山	更新	42	0	42	R 6.11.1～ R16.10.31	日置市
	身近な鳥獣生 息地	北田	更新	5	0	5	R 6.11.1～ R16.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息 地	八津野	更新	302	0	302	R 6.11.1～ R16.10.31	瀬戸内町
	森林鳥獣生息 地	住用	更新	378	0	378	R 6.11.1～ R16.10.31	奄美市
	森林鳥獣生息 地	池田湖鰻池	更新	1,713	0	1,713	R 6.11.1～ R16.10.31	指宿市
	森林鳥獣生息 地	岳野山	更新	336	0	336	R 6.11.1～ R16.10.31	志布志市
	身近な鳥獣生 息地	清浦ダム	更新	12	0	12	R 6.11.1～ R16.10.31	薩摩川内市
身近な鳥獣生 息地	高川	更新	128	0	128	R 6.11.1～ R16.10.31	出水市	

(第2表) その3

年度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	備考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)		
令和 6 年度	身近な鳥獣生 息地	上床	更新	152	0	152	R 6.11.1～ R16.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生 息地	財部城山	縮小	87	53	34	R 6.11.1～ R16.10.31	曾於市
	森林鳥獣生息 地	大川原峽	縮小	1,340	541	799	R 6.11.1～ R16.10.31	曾於市
	森林鳥獣生息 地	十島	更新	10,136	0	10,136	R 6.11.1～ R16.10.31	十島村
	森林鳥獣生息 地	鹿島南	更新	478	0	478	R 6.11.1～ R16.10.31	薩摩川内市
	身近な鳥獣生 息地	内海公園	更新	71	0	71	R 6.11.1～ R16.10.31	奄美市
	森林鳥獣生息 地	花之江河	更新	1042	0	1042	R 6.11.1～ R16.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息 地	白谷	更新	404	0	404	R 6.11.1～ R16.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息 地	国割岳	更新	800	0	800	R 6.11.1～ R16.10.31	屋久島町, ㊦ 800ha
	希少鳥獣生息 地	馬毛島	更新	748	0	748	R 6.11.1～ R 7.10.31	西之表市
	計	26 箇所		19,500	594	18,906		
令和 7 年度	森林鳥獣生息 地	霧島	更新	1,400	0	1,400	R 7.11.1～ R17.10.31	霧島市
	森林鳥獣生息 地	栗野岳	更新	96	0	96	R 7.11.1～ R17.10.31	湧水町
	森林鳥獣生息 地	末吉	縮小	710	582	128	R 7.11.1～ R17.10.31	曾於市
	身近な鳥獣生 息地	曾木小学校	更新	15	0	15	R 7.11.1～ R17.10.31	伊佐市
	身近な鳥獣生 息地	深川小学校	更新	43	0	43	R 7.11.1～ R17.10.31	曾於市
	身近な鳥獣生 息地	川上小学校	更新	10	0	10	R 7.11.1～ R17.10.31	肝付町
	身近な鳥獣生 息地	江之島	更新	10	0	10	R 7.11.1～ R17.10.31	垂水市
	森林鳥獣生息 地	遠見番山	更新	330	0	330	R 7.11.1～ R17.10.31	日置市
	身近な鳥獣生 息地	国分城山	更新	157	0	157	R 7.11.1～ R17.10.31	霧島市
	身近な鳥獣生 息地	山間	更新	73	0	73	R 7.11.1～ R17.10.31	奄美市
	身近な鳥獣生 息地	矢筈岳	更新	49	0	49	R 7.11.1～ R17.10.31	屋久島町
	森林鳥獣生息 地	ホノホシ	更新	326	0	326	R 7.11.1～ R17.10.31	瀬戸内町
	希少鳥獣生息 地	馬毛島	更新	748	0	748	R 7.11.1～ R 8.10.31	西之表市
	計	13 箇所		3,967	582	3,385		

(第2表) その4

年度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	備考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)		
令和 8 年度	森林鳥獣生息地	長崎鼻	更新	405	0	405	R 8.11.1～ R18.10.31	指宿市
	森林鳥獣生息地	磯	更新	389	0	389	R 8.11.1～ R18.10.31	鹿児島市
	森林鳥獣生息地	根占	更新	563	0	563	R 8.11.1～ R18.10.31	南大隅町
	森林鳥獣生息地	母間	更新	310	0	310	R 8.11.1～ R18.10.31	徳之島町
	身近な鳥獣生息地	北中学校	更新	10	0	10	R 8.11.1～ R18.10.31	鹿児島市
	身近な鳥獣生息地	唐仁	更新	10	0	10	R 8.11.1～ R18.10.31	東串良町
	身近な鳥獣生息地	横尾岳	更新	406	402	4	R 8.11.1～ R18.10.31	鹿屋市
	森林鳥獣生息地	西之表	更新	600	0	600	R 8.11.1～ R18.10.31	西之表市
	森林鳥獣生息地	金峰山	更新	163	0	163	R 8.11.1～ R18.10.31	南さつま市
	森林鳥獣生息地	百之台	更新	500	0	500	R 8.11.1～ R18.10.31	喜界町
	森林鳥獣生息地	高塚花里	更新	286	0	286	R 8.11.1～ R18.10.31	鹿屋市, 垂水市
	身近な鳥獣生息地	針本	更新	315	0	315	R 8.11.1～ R18.10.31	南さつま市
	身近な鳥獣生息地	亀丸城跡	更新	56	0	56	R 8.11.1～ R18.10.31	日置市
	身近な鳥獣生息地	横峯	更新	110	0	110	R 8.11.1～ R18.10.31	霧島市
	希少鳥獣生息地	馬毛島 ^{※2}	更新	748	0	748	R 8.11.1～ R 9.10.31	西之表市
		計	15 箇所		4,871	402	4,469	
	合計	86 箇所	更新 ⁸⁶ 縮小 ⁶	47,522	2,617	44,905		

※1 計画登載対象は、86箇所（延べ数）

※2 馬毛島は、毎年度更新であることから、実箇所数は82箇所である。

※3 備考欄の㊦とは、「特別保護地区」のことである。

※1 馬毛島鳥獣保護区は、1年更新とする。

ウ 鳥獣保護区の指定計画 [新規]

1) 森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

2) 大規模生息地の保護区

該当なし

3) 集団渡来地の保護区

該当なし

4) 集団繁殖地の保護区

該当なし

5) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

6) 生息地回廊の保護区

該当なし

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

2件該当あり

(第3表)

年度	鳥獣保護区 指定所在地	鳥獣保護区 予定名称	指定面積	指定期間（10年）	備考
R4	—	—	—	—	
R5	—	—	—	—	
R6	曾於市	三連轟	6	10	
R6	曾於市	溝ノ口洞穴	15	10	
R7	—	—	—	—	
R8	—	—	—	—	
計	2件	—	21	—	

2 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、指定区分ごとの方針に従い必要に応じて特別保護地区の指定を行うこととする。

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、その生息環境を保全するため特別保護地区^{※2}を指定（再指定）することとする。

なお、特別保護地区の指定（再指定）に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り込まれるよう配慮するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

^{※2} 鳥獣保護区の区域内では、原則鳥獣の捕獲が禁止されるが、更にその区域内で特に鳥獣の生息地保護（生息環境保護）を要する場合は区域を限定して開発行為を制限することができる。開発行為を行う際は許可を要する

(2) 特別保護地区の指定計画

ア 特別保護地区の指定計画

(第4表) その1

(単位：ha)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	区分	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所	1	1	1			3
	面積	1,455	変動面積	157	498	800			1,455
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団渡来地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所	1	箇所						
	面積	5	変動面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
計	箇所	4	4	箇所	1	1	1		3
	面積	1,460	1,460	変動面積	157	498	800		1,455

(第4表) その2

(単位: ha)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	区分	本計画期間に <u>区域拡大する</u> 特別保護地区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所						
	面積	1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団渡来地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所	1	箇所						
	面積	5	変動面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
計	箇所	4	4	箇所					
	面積	1,460	1,460	変動面積					

(第4表) その3

(単位: ha)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	区分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所						
	面積	1,455	変動面積						
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団渡来地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所	1	箇所						
	面積	5	変動面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
計	箇所	4	4	箇所					
	面積	1,460	1,460	変動面積					

(第4表) その4

(単位: ha)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	区分	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所	1	1	1			3
	面積	1,455	変動面積	157	498	800			1,455
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団渡来地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所	1	箇所						
	面積	5	変動面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
計	箇所	4	4	箇所	1	1	1		3
	面積	1,460	1,460	変動面積	157	498	800		1,455

(第4表) その5

(単位: ha)

区分	特別保護地区 の目標	既指定 特別保護 地区 (A)	区分	計画期間中の増減 ※1	計画終了時の 特別保護地区 ※2	備考
森林鳥獣生息地		3	箇所	0	3	
	面積	1,455	変動 面積	0	1,455	
大規模生息地	箇所		箇所			
	面積		変動 面積			
集団渡来地	箇所		箇所			
	面積		変動 面積			
集団繁殖地	箇所		箇所			
	面積		変動 面積			
希少鳥獣生息地	箇所	1	箇所	0	1	
	面積	5	変動 面積	0	5	
生息地回廊	箇所		箇所			
	面積		変動 面積			
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所			
	面積		変動 面積			
計	箇所	4	箇所	0	4	
	面積	1,460	変動 面積	0	1,460	

※1 箇所 B-E 面積 B+C-D-E

※2 箇所 A+B-E 面積 A+B+C-E

イ 特別保護地区の指定内訳

(第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考 (振興局名)
	指定区分	鳥獣保護区 名 称	面積 (ha)	設定期間	指定 面積 (ha)	指定期間	指定 面積	指定 期間	
4年度	森林鳥獣生 息地	佐多岬鳥獣保 護区	1,118	R 4.11. 1 ～ R14.10.31	157	R 4.11. 1 ～ R14.10.31	—	—	大隅
5年度	森林鳥獣生 息地	宮之浦岳鳥獣 保護区	498	R 5.11. 1 ～ R15.10.31	498	R 5.11. 1 ～ R15.10.31			屋久島
6年度	森林鳥獣生 息地	国割岳鳥獣保 護区	800	R 6.11. 1 ～ R16.10.31	800	R 6.11. 1 ～ R16.10.31			屋久島
7年度	該当なし								
8年度	該当なし								
合計		3箇所	2,416		1,455				

(3) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や渡来期に限って規制するなど、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めることなどにより、合理的な保護措置を図るものとする。

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

また、休猟区の指定に当たっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するものとする。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるとともに、休猟区においても有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲を行うことができるものとする。

(2) 休猟区の指定計画

(第6表)

年度	指定所在地	休猟区 名称	指定面積 (ha)	指定期間 (3年間)	備考
令和5年度	薩摩川内市	 下甑西部	1,746	R5.11.1 ～ R8.10.31	下甑西部と下甑東部の休猟区は交互に指定する。
令和8年度	薩摩川内市	 下甑東部	2,894	R8.11.1 ～ R11.10.31	
	計	2箇所	4,640		

(3) 特例休猟区の指定計画

指定計画なし。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、狩猟事故・違反防止を図る目的から新設の鳥獣保護区に標識等を重点的に設置するが、既存の保護区においても経年劣化による標識等の更新(立替等)を実施する。

また、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要があると認められる場合は、土地所有者の意向や生態系への影響等にも配慮した上で、営巣・給餌環境及び給餌・給水施設の整備に努めるものとする。

なお、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲等の未然防止及び採餌、営巣のための環境の維持等の観点から必要に応じて調査、巡視等の管理の充実に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

(第7表)

区分 年度	標識類の整備		管理棟の整備
	年度ごとに計画的に設置する		整備実績なし
令和4年度	案内板	0枚	—
	制札	102枚	
	補助板	51枚	
令和5年度	案内板	0枚	—
	制札	80枚	
	補助板	40枚	
令和6年度	案内板	2枚	—
	制札	190枚	
	補助板	95枚	

令和7年度	案内板	0 枚	—
	制札	34 枚	
	補助板	17 枚	
令和8年度	案内板	0 枚	—
	制札	44 枚	
	補助板	22 枚	
計	案内板	2 枚	—
	制札	450 枚	
	補助板	225 枚	
備考	○設置目安 更新等により指定される鳥獣保護区(44,926ha)、特別保護地区(1,455ha)に設置し、以下の数量を参考に計画する。 ・案内板(必要箇所) ・制札面積 100haに1箇所設置 ・補助板面積 200haに1箇所設置		

イ 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の施設整備に努めるものとする。

(第8表)

区分	現況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路、観察舎等の整備	整備実績なし			—		
その他の施設等の整備	整備実績なし			—		

ウ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鳥獣保護管理員等	箇所数	県内全鳥獣保護区				
	人数	県内全鳥獣保護管理員 102人				
管理のための調査の実施		鳥獣生息状況調査・法令違反取締り等				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的な攪乱^{かく}の防止，その他生物多様性の確保の観点^{かん}を踏まえ，狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については，その効果と影響を勘案して，見直しを含めた慎重な対応を行うこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするキジについては，人工増殖の技術，放鳥計画に対応する羽数の確保等ができるよう，人工繁殖業者に対して指導する。

この場合，以下の点に配慮する。

- 1) 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう，計画的な増殖体制を整備すること。
- 2) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため，必要に応じて，野生から新たな個体の導入を図ること。
- 3) 人工増殖に際しては，地域個体群間の交雑を防ぐため，放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

(2) 人工増殖計画

(第10表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考						
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法							
令和4年度 ～ 令和8年度			キジ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指導の相手方：県内キジ養殖組合 ➤ 指導方法：キジ養殖組合員技術指導 ➤ 指導の内容 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>1 種キジ飼養管理</td> <td>2 人工ふ化技術</td> </tr> <tr> <td>3 キジの育成方法</td> <td>4 野生化訓練方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 施設整備に関する内容（飼育環境等）</td> </tr> </table> 	1 種キジ飼養管理	2 人工ふ化技術	3 キジの育成方法	4 野生化訓練方法	5 施設整備に関する内容（飼育環境等）		
1 種キジ飼養管理	2 人工ふ化技術										
3 キジの育成方法	4 野生化訓練方法										
5 施設整備に関する内容（飼育環境等）											

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については，事前調査，放鳥後の調査を行うとともに，特有の生態系を有する島嶼^{※3}にあつて生態系保護上悪影響を及ぼすおそれがある場合や，キジによる農作物被害等が多く発生している地域については放鳥しないこととする。

第12次計画における放鳥実績（第12次計画放鳥実績4,848羽）を参考に本計画期間内においても，地域の要望を踏まえキジの増加を図ることが必要と認められる地域に放鳥を行う。

また，放鳥キジは飛翔訓練を十分に実施した，短期間で野生化が望める個体を県内のキジ養殖組合から購入する。

なお，高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は，関係者と放鳥の実施について十分検討を行い，併せて，キジ養殖者に対する衛生管理の指導徹底や個体の健康状態確認を要請するなど迅速な対応に努めるものとし，必要があれば，放鳥の一時的な見合わせについても検討する。

ヤマドリについては，人工増殖及び放鳥はしない。

※3 特有の生態系を有する島嶼とは，奄美群島，トカラ列島のことである

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

ア 放鳥計画

(第 11 表)

種類名	放鳥の地域	箇所	羽
令和 4 年度	鳥獣保護区	38	130
	休 猟 区	0	0
	猟 区	60	500
	そ の 他	0	0
	計	98	630
令和 5 年度	鳥獣保護区	38	130
	休 猟 区	0	0
	猟 区	60	500
	そ の 他	0	0
	計	98	630
令和 6 年度	鳥獣保護区	38	130
	休 猟 区	0	0
	猟 区	60	500
	そ の 他	0	0
	計	98	630
令和 7 年度	鳥獣保護区	38	130
	休 猟 区	0	0
	猟 区	60	500
	そ の 他	0	0
	計	98	630
令和 8 年度	鳥獣保護区	38	130
	休 猟 区	0	0
	猟 区	60	500
	そ の 他	0	0
	計	98	630
計	鳥獣保護区	190	650
	休 猟 区	0	0
	猟 区	300	2,500
	そ の 他	0	0
	計	490	3,150

※その他とは、特定猟具使用禁止区域である。

イ 入手計画

(第 12 表)

種類名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	計
	購入	購入	購入	購入	購入	購入
キ ジ	630 羽	630 羽	630 羽	630 羽	630 羽	3,150 羽

(3) 放獣計画

放獣については、原則として実施しない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣等^{※4}

ア 対象種

希少鳥獣等は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら、保護又は管理を進める必要がある鳥獣を対象として、環境省令で定めるもの並びに鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）において同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱うこととする。

イ 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護管理員の巡回などを通して、生息環境の保全・生息状況の把握等に努め地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方により、法第2条第7項に基づき、環境省令で定められた鳥獣とする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

また、国内において本来の生息地以外に導入^{※5}された種、又は個人の愛玩目的で導入された後に野外へ放鳥獣され野生化した種については、(3)外来鳥獣によるものとする。

イ 保護及び管理の考え方

対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業・生態系等への被害の程度等を踏まえ、総合的な検討を行うものとする。

また、県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、地域個体群の存続に支障が認められる場合は、休猟区の指定、法第12条に基づく「対象鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」などによって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとし、被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、必要に応じて「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく管理を実施する。

^{※4} 鳥獣保護管理法施行規則に記載されているものを希少鳥獣とし、「等」は、それ以外の県希少鳥獣とする。

^{※5} 意図的、非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、海外から導入^{※6}された鳥獣とする。

なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 保護及び管理の考え方

農林水産業又は生態系等（在来種と外来種の交雑、外来種の侵入による在来種衰退など）に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進して、その被害の未然防止を図るものとする。

特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防止を実施する。

「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づき、生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣として指定された指定外来動植物については、「指定外来動植物被害防止基本方針」を定め、市町村や県民と連携を図りながら、外来鳥獣の防除や適正飼養等の普及啓発を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」という。）の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

現在、環境大臣が定めた指定管理鳥獣は、ニホンジカ（ヤクシカを含む。）とイノシシである。

イ 保護及び管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

県は、管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、必要に応じて管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理事業を実施するとともに、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。

県境などで隣接県にまたがり広域的に分布する又は移動する鳥獣の地域個体群の管理に当たっては、隣接県と鳥獣の生息状況や捕獲状況などの情報の共有を図り、効果的な鳥獣の管理を図るものとする。

また、必要に応じて、隣接県と連携を図りながら鳥獣の捕獲を行うものとする。

さらに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標との整合を図る。

^{※6} 意図的、非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣，狩猟鳥獣，外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により，生息状況や生息環境の把握に努める。

全国的な分布動向，地域個体群の極端な増加又は減少，生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ，必要に応じ，希少鳥獣又は狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については，管理計画及び第一種特定鳥獣保護計画（以下「保護計画」という。）の積極的な作成及び実施により，被害の防止や地域個体群の保護又は管理を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては，許可しないものとする。

- 1) 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- 2) 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ，又は，生息環境を著しく悪化させるなど，鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし，外来鳥獣等^{※7}により生態系に係る被害が生じている地域，新たに生息が認められた地域，今後被害が予想される地域において，当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的での捕獲等又は採取等をする場合は，当該鳥獣を根絶又は抑制するため，積極的な当該鳥獣の捕獲を図るものとする。
- 3) 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど，捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- 4) 捕獲等又は採取等によって管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- 5) 捕獲等又は採取等に際し，住民の安全の確保又は社寺境内，墓地における捕獲等を認めることにより，それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- 6) 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって，特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合，又は，特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- 7) 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし，法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては，この限りでない。
- 8) 「鳥獣の愛玩飼養」を目的とした捕獲を行う場合。
- 9) 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃器を使用した捕獲等を行う場合。ただし，法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等をする場合は，この限りでない。

^{※7} 外来鳥獣等とは，外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、捕獲する鳥獣の種類及び生息数、捕獲する区域等を勘案し、次の条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

- 1) 捕獲期間、捕獲する区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数の限定
- 2) 捕獲物の処理の実施方法
- 3) 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮
- 4) 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法
- 5) 狩猟期間中及びその前後の有害鳥獣捕獲の許可について、周辺住民等関係者への事前周知の徹底
- 6) 猟具の所有等

(3) わなの使用に当たっての許可基準^{※8}

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- ① 獣類の捕獲を目的とする場合は、締付け防止機能を装備したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、締付け防止機能を装備したものに、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、「よりもどし」を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鳥獣の保護や安全確保の観点から、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えず、衝撃緩衝器具（ゴム・ラバー等）を装着したものとし、とらばさみ以外の猟具では、目的が達成できないやむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) わなの設置個数

狩猟では、わなの設置個数を1人当たり30個以内としているが、法第9条第1項に基づく、鳥獣の捕獲等による場合は、必要に応じた設置個数とすること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。

ただし、捕獲許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討す

^{※8} わなの仕様については、参考資料(3)96～97頁に詳細図添付

るものとする。継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正に行うものとする。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。

ただし、被害防止対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

2 - 1 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

(1) 学術研究

原則として次の基準による。

(第13表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
<p>(1) 学術研究</p> <p>① 研究の目的及び内容</p> <p>次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p>	知事	<p>理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。</p>	<p>研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽・頭・個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽・頭・個)とする。</p>	1年以内	<p>研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>2) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。</p>	<p>原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p> <p>3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。</p> <p>また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p>

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者。（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

3) 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。

ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

4) 期間

1年以内。

5) 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

6) 方法

原則として、網・わな又は手捕りとする。

7) 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2 - 2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

原則として、以下の許可基準によるほか、保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

2) 鳥獣の種類・数

保護計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

3) 期間

保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

4) 区域

保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

5) 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員等が鳥獣の保護に係る行政事務の遂行上の必要があつて捕獲又は採取する場合は、原則として、次の基準によるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他必要に認められる者。

2) 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

3) 期間

1年以内。

4) 区域

申請者の職務上必要な区域。

5) 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の猟法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合は、原則として、次の基準によるものとする。

1) 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

2) 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

3) 期間

1年以内。

4) 区域

必要と認められる区域。

5) 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の猟法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 - 3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、管理計画の目的が達成されるよう行われるものとする。

1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにする。

さらに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるようにする。

2) 鳥獣の種類・数

管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

3) 期間

- ① 管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。
- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、狩猟登録又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させるなど適切に対応する。

4) 区域

管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか、若しくはそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

オオタカは、被害を与える個体が特定されている場合に限り捕獲等を認めることとするが、それ以外は、原則、捕獲を認めない。

ア 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、未収穫物の撤去等の寄せ付けない対策や被害防止施設の整備による侵入を防止する対策の総合的な被害防止対策等が推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な被害防止対策、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 被害発生予察表^{※9}

県内の野生鳥獣による農林水産業等への被害は、鳥獣の種類や地域間の生息状況により一律ではないが、年々増加している傾向にある。

特に、農産物の被害増は顕著で、被害を受けた後の状況調査後に最小限頭数を捕獲していく方法では、根本的な解決を見ず、作物の収穫時期にあわせた予察による法人捕獲の積極的かつ適切な対応が必要である。

このことから、直近3か年の有害鳥獣による被害額、捕獲実績及び市町村が作成する鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害防止計画などを勘案して、鳥獣による被害発生予察を表にとりまとめると第14表のとおりである。

なお、予察捕獲の実施を行う市町村に対しては、協議会等により予察捕獲の対象とする鳥獣の種類や年間捕獲頭数を定めて実施するよう指導に努めるものとする。

^{※9} 本計画で示す被害発生予察表は、参考資料(9)101～103頁（過去3年の農業被害額）を基に作成している。防止対策後の捕獲行為によっても特定の鳥獣による被害が3年以上継続している地域においては、被害発生をあらかじめ予察し捕獲できるよう努めることとする。

ノウサギ	水陸稲, 麦類, 雑穀豆類, 野菜, 果樹, 飼料作物, 園芸作物, 林産物, 造林木	←																	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 長島町, 湧水町, 大崎町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
タヌキ	水陸稲, 麦類, いも類, 雑穀豆類, 野菜, 果樹, 飼料作物, 園芸作物, 林産物, 家畜	←																	鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 屋久島町
アナグマ	水陸稲, 麦類, いも類, 雑穀豆類, 野菜, 果樹, 飼料作物, 園芸作物, 林産物, 家畜, 養鶏, 人的被害	←																	県下全域 (西之表市, 奄美市, 三島村, 十島村, 長島町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大島郡を除く)

2) 被害発生予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は、被害発生予察表(以下「予察表」という。)で示した鳥獣を対象として、常時捕獲を行い、生息個体数を低下させる必要が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、市町村ごとに予察表を作成するものとする。

予察表の作成に当たっては、過去3年間の鳥獣による被害等の発生状況に基づき、鳥獣の種類別に被害地域、被害時期、被害作物等について検討を行うものとし、過去3年以上連続して、農林水産物等の被害が発生した地域において予察捕獲が実施できるものとする。

また、捕獲等又は採取等(鳥類の卵・雛)の数の上限を設定する際は、許可の方針を明らかにするものとし、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

なお、予察表は被害等の発生状況を毎年点検し、適切に対応するものとする。

ウ 鳥獣の適正管理の実施

関係市町村及び農林水産業者等関係者に対し、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止について周知徹底を図るとともに、適切かつ効果的な実施体制を整備するよう指導するものとする。

特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画との整合性が図られるよう指導するものとする。

エ 被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。

設定に当たっては、(2)ーア被害防止の目的での捕獲の基本的考え方に加え、次に留意するものとする。

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び被害防止対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的に捕獲許可を行うものと

する。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（カワラバト（ドバト）、ノヤギ^{※10}）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであるか、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止対策を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護計画を作成している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとする。

また、事前に関係住民等への周知を行うとともに、「鳥獣捕獲許可証」又は「従事者証」の携帯及び捕獲許可権者が貸与する「腕章」を装着させるものとする。

なお、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

3) その他

有害鳥獣捕獲許可及びその事務の取扱いは、「被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）許可事務取扱要領」に定めるところによるものとする。

オ 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者^{※11}

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の捕獲許可申請であって、次の（ア）から（オ）のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者となることができる。

（ア） 小型の箱わな^{※12}若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、アナグマ、タヌキ等の鳥獣を捕獲等^{※13}する場合であって、次に掲げる場合とする。

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲等する場合。

※10 構造改革特別区域方法に基づき、平成22年11月30日より奄美大島（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の区域）においてノヤギは狩猟鳥獣に追加

※11 参考資料(7)、(8)98～99 頁に、補足説明を掲載（一般捕獲・法人捕獲）

※12 「小型の箱わな」とは、幅(W)×高さ(H)×奥行き(D)の3辺の合計値が概ね2m以内を目安とする。

※13 「捕獲等」とは、鳥獣を捕獲又は殺傷する行為をいう。

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲等する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障が生じないと認められる場合。

- (イ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。
- (ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲等する場合。
- (エ) 外来鳥獣等の防除を行政の業務又は指示により行う場合。（ただし、外来生物法の特定期外生物については、生きたままの移動には規制があり、同法の手続きも必要であることに留意する。）
- (オ) 法人に対する許可であって、以下の①から⑤の条件を全て満たす場合。
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下^{※14}で捕獲を行うこと。
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
 - ⑤ 従事者の台帳を整備すること。

2) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体の捕獲等を行うことが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要があるなど、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であるものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、適用はしない。

3) 期間

原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮し、以下についても考慮するものとする。

- (ア) 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- (イ) 予察捕獲を実施する期間は、予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。

※14 「監督下」とは、(参考8)被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②(狩猟免許不所持者)を参照のこと。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。
なお、以下についても配慮するものとする。

- (ア) 被害等が複数市町村の行政界をまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ効率的に実施できると認められる場合は、事前に関係市町村が連携し、広域的に共同して捕獲を実施する体制を整備するよう努める。
- (イ) 規則第7条第1項第7号ハからチに該当する捕獲禁止の場所(公道、神社境内、墓地)は捕獲区域から除くものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。(いわゆる「止めさし」のこと。)

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法においては、結果として被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

特定猟具使用禁止区域(銃器)における、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可については、使用する猟具をわなに限定し捕獲を許可することができることとする。

なお、当該区域で銃器を使用する有害鳥獣捕獲に当たっては、原則猟期と同じように禁止するが、銃器を使用しないと捕獲が困難である鳥類への使用等はこの限りでない。

ただし、その理由を整理するとともに、十分審査し適切に行うこととする。

6) その他

① 第二種特定鳥獣管理計画との関係

管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。

有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 被害防止対策との関係

原則として、被害防止対策ができず、又は被害防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的に許可する。

③ 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取扱い

一般鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限等を定めるとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可するものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は、地域的に被害が僅少であっても、積極的に許可する。

④ 予察捕獲

予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成するものとする。

予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察するものとする。

予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努めるものとする。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的に計画的な管理を要する種については、管理計画を策定するものとする。

⑤ 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可するものとする。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる。

カ 鳥獣の種類ごとの許可基準

鳥獣の種類及び①生活環境，農林水産業に係る被害防止，②生態系に係る被害防止ごとに許可基準を下表に示すものとする。

①鳥獣の種類ごとの許可基準 【生活環境，農林水産業に係る被害の防止】 〔有害鳥獣捕獲許可〕 【市町村】

(第15-1表) ※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可対象者	留意事項		
市町村長	ノウサギ	銃器 わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時 通年	原則 30日間 以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	<small>〔法人捕獲〕</small> (1)国，地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人 <small>〔一般捕獲〕</small> (1)被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲隊等	捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	水陸稲，麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，林産物，造林木等	
	タヌキ	銃器 わな			原則 90日間 以内				水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，家畜等	
	アナグマ	銃器 わな			原則 90日間 以内				水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，林産物，人的被害等	
	イノシシ (イノブタを含む)	銃器 わな			原則 90日間 以内 ※管理計画対象市町村においては，被害防止のために必要な期間「1年以内」				水陸稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，林産物，造林木，芝，人的被害等	
	ニホンジカ (ヤクシカを含む)	銃器 わな			原則 90日間 以内					
	ニホンザル	銃器 わな			原則 90日間 以内					
	マングース	わな			原則 60日間 以内				いも類，野菜，果樹，飼料作物，雑穀豆類，家畜	
	スズメ (ニユウナイ/スズメ含む)	銃器 網			4月 ～ 11月				水陸稲，麦類，雑穀豆類，飼料作物，果樹，野菜，園芸作物，養鶏	
	ヒヨドリ	銃器 網 わな			11月 ～ 4月				雑穀豆類，麦類，水陸稲，果樹，野菜，飼料作物，林産物，花木，居住環境	

(第15-1表) ※法人捕獲による許可基準の日数については、指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数(羽又は個・頭)	許可対象者		
市町村長	キジバト	銃器網	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時通年	原則30日間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲] (1)国,地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲] (1)被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲隊等	捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件) 電力会社等 捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件) 電力会社等 捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	水陸稲, 麦類, 雑穀豆類, 野菜
	カモ類 (狩猟鳥獣に限る)	銃器網			原則60日間以内				水陸稲, 麦類, 野菜, 飼料作物, 海苔
	キジ	銃器網			原則30日間以内				雑穀豆類, 野菜, 飼料作物
	カラス ハシトガラス ハシボソガラス シヤカラス	銃器網 わな			原則90日間以内				水陸稲, 麦類, 野菜, 果樹, 飼料作物, 園芸作物, 家畜, 養殖魚, シイタケ等林産物, 農業施設, 居住環境(糞害)
	カラバト =トバト	銃器網 わな							
	カワウ	銃器網			原則30日間以内				水陸稲, 養殖魚, 居住環境(糞害)

※ヒヨドリ, カラス, カワラバトの「わな」とは, 捕獲箱のこと。

①鳥獣の種類ごとの許可基準 【生活環境，農林水産業に係る被害の防止】 【有害鳥獣捕獲許可】 【県】

(第15-2表) ※法人捕獲による許可基準の日数については，指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可対象者	留意事項		
地域振興局長及び支庁長等	ノヤギ	銃器 わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時 通年	原則30日 間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	<small>【法人捕獲】</small> (1)国, 地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人 <small>【一般捕獲】</small> (1)被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲隊等	必要時に捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	造林木等，水陸稲，野菜，飼料作物，居住環境(糞害)	
	ダイサギ	銃器 網							水陸稲，養殖魚，居住環境(糞害)	
	チュウサギ	銃器 網								
	コサギ	銃器 網								
	ゴイサギ	銃器 網								
	タイワンシロガシラ	銃器 網								
	ウソ	銃器 網								
	トビ	銃器								
	オナガ	銃器 網							類似する鳥獣が害を与える農林産物，居住環境被害(糞害，人的被害等)	
	コジュケイ	銃器 網								
	ムクドリ	銃器 網								
	アライグマ	銃器 わな								
キツネ	銃器 わな									

(第 15-2 表) ※法人捕獲による許可基準の日数については、指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可対象者	留意事項		
地域振興局長及び支庁長等	テン (ツシマテン) (は対象外)	銃器 わな	当該市町村の被害防止のために必要な区域	必要時 通年	原則 30 日 間以内	被害防止のために必要な羽数又は個・頭数	[法人捕獲] (1) 国, 地方公共団体(市町村) (2) 法 9 条第 8 項により環境大臣の定める法人 [一般捕獲] (1) 被害者又は被害者から依頼された者 (2) 地元捕獲隊等	必要時に捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	類似する鳥獣が害を与える農林産物, 居住環境被害(糞害, 人的被害等)	
	イタチ・ チウセンイナ (両方ともオスに限る)	銃器 わな								
	ハクビシン	銃器 わな								
	ノイヌ	銃器 わな 網								
	ノネコ	銃器 わな 網								
	上記以外で環境大臣以外の狩猟鳥獣	法令で禁止されている猟具以外の猟具を使用する								
知事	市町村長, 地域振興局長等及び環境大臣以外の鳥獣	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法, 区域, 時期, 期間, 員数とする。								
	外来鳥獣 (移入鳥獣)	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法, 区域, 時期, 期間, 員数とする。								

②鳥獣の種類ごとの許可基準 【生態系に係る被害の防止】^[有害鳥獣捕獲許可] 【県】

(第 15-3 表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						許可対象者	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	留意事項		
知事	外来鳥獣 (移入鳥獣)	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法, 区域, 時期, 期間, 員数とする。						①国 ②地方公共団体 ③法第 9 条第 8 項の環境大臣の定める法人 ④上記①～③の者から依頼を受けた者	

※外来鳥獣とは、第四、1、(3)のこと

キ 被害防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の適正化のための体制の整備等

1) 方針（捕獲隊の現況等）

ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が甚大な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊^{※15}（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう努め、市町村が編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るものとする。

その際、捕獲隊員の減少、高齢化等に対応するため、従来の取組に加え、市町村職員、農林業者等を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立するなどの新たな捕獲体制を確立するものとする。

また、市町村界を越え、広域な鳥獣管理を行う専門的な捕獲従事者を新たな捕獲の担い手として育成する取組などを推進するものとする。

一方で、捕獲活動中の事故などの予防対策や技術の継承を図るためにも経験の浅い者は技術や安全知識に優れた者と同じ隊へ編成するなど配置に十分配慮するものとする。

イノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては、迅速性や捕獲技術等の高い者との連絡体制を整備するものとする。

市街地周辺では、麻酔銃猟や空砲による追い払いなどの特殊な技術を要求される場合があるため、県及び市町村は、これらの技術を持った団体等との連絡体制を整備するものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第16表） ■ 獣類 6種，鳥類 7種

種類	対象鳥獣名	対象地域	備考
獣類	イノシシ等	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ニホンジカ等	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ニホンザル	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ノウサギ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	タヌキ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	アナグマ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
鳥類	スズメ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	カラス	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	ヒヨドリ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	カラバト(トバト)	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	カモ類 <small>(狩猟鳥獣に限る)</small>	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	キジ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
	キジバト	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	

※イノシシ等（イノブタ、リュウキュウイノシシ含む）、ニホンジカ等（ヤクシカ含む）

※15 捕獲隊は捕獲効果の向上と危険防止のため、「法人」「一般」を問わず編成し、できるだけ単独ではなく共同捕獲を行うものとする。（特に「イノシシ」「ニホンジカ」「ニホンザル」「カラス」は単独による捕獲は困難かつ、様々な事案発生が想定されるため、共同による捕獲を実施するよう努める。）

3) 指導事項の概要

鳥獣による被害対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係機関が連携して、生息環境の適切な保全や被害防止対策を図るなど、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

県が管理計画等を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、地域的な共通認識を図りながら、その内容を集落レベルまで周知するものとする。

また、県及び市町村においては、鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、住民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

① 関係者間の連携強化

県鳥獣被害防止対策推進会議において、庁内関係課等（農村振興課、経営技術課、農業開発総合センター、自然保護課、森林経営課、森林技術総合センター）は連携を図り、関係する行政機関等が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。

また、各地域においても有害鳥獣捕獲を円滑に実施するため、各地域振興局、各支庁、市町村、農業協同組合、森林組合、狩猟者団体等で構成される連絡協議会の設置に努めるものとする。

② 隣接県との連携

県境を越えて生息分布するイノシシ・ニホンジカについて、隣接県と情報交換、連絡調整を行い、必要に応じて相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

③ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じ、鳥獣の出現状況の把握・連絡、侵入防止柵などの技術普及、追い払い等の防止対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の県民への情報提供により効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

④ 法人による予察捕獲

有害鳥獣捕獲については、捕獲隊を編成することが要件であることから、必要に応じ関係機関との連絡調整を行うものとする。

なお、当該市町村内で捕獲隊の編成数が不足する場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成することができることとし、その実施者の養成・確保にも併せて努めるものとする。

2 - 4 その他特別の事由の場合

「学術研究を目的とする場合」、「鳥獣の保護を目的とする場合」、「鳥獣の管理を目的とする場合」以外を目的とした捕獲許可の範囲については、原則として次の基準による。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育者、研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類・数（羽，頭又は個）。

4) 期間

6 か月以内。

5) 区域

原則として，規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として，法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし，他の猟法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

1) 許可権者

市町村長（平成12年4月1日付け権限委譲）

2) 許可対象者

新規の捕獲許可は行わない。

3) 鳥獣の種類・数

新規の捕獲許可は行わない。

4) 期間

新規の捕獲許可は行わない。

5) 区域

新規の捕獲許可は行わない。

6) 方法

新規の捕獲許可は行わない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が，遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で，放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体。過度の近親交配の防止に必要な数。

4) 期間

6か月以内。

5) 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として、わな・網・手捕りとする。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

鵜飼漁業への利用の目的を達成するための種類・数（羽，個）。

4) 期間

6か月以内。

5) 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

手捕り。ただし、他の猟法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

祭礼行事（現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの関係者から依頼を受けた者。

3) 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に必要とする鳥獣類。伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽，頭又は個）。

捕獲後の処置を放鳥とする。致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。

4) 期間

30 日以内。

5) 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

6) 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の猟法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要があると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防止対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

1) 許可権者

知事

2) 許可対象者

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断）。

3) 鳥獣の種類・数

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断）。

4) 期間

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断）。

5) 区域

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断）。

6) 方法

案件ごとに判断（事前審査等により適切であるか判断）。

7) 留意事項

環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防止対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。

3 その他、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3 - 1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として、持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう山野等に放置せず適切な処理を行うものとする。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うものとする。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法を用いて適切に処理するものとする。
さらに、次の場合にあっては、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

- ① 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないため、放鳥獣の検討を行うこと。
- ② 錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めること。
- ③ 狩猟鳥獣以外にあっては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録や動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）などの手続が必要となる場合があること。
- ④ 捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

(2) 従事者の指揮監督

法人は、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するものとする。

(3) 危険の予防

捕獲許可した者は、捕獲等又は採取等の実施により錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図るものとする。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、希少野生鳥獣の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、地域の実情を踏まえつつ、希少野生鳥獣の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討するものとする。

また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣ができるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するものとする。

3 - 2 許可権限の市町村長への委譲

有害鳥獣捕獲については、生活環境及び農林水産業に係る被害に限って恒常的で害性の強い鳥獣や、市町村においてこれまで捕獲等又は採取等の実績が多いものについては、平成13年4月1日付けで市町村へ許可権限を委譲した。

また、愛玩のための飼養の目的の捕獲についても、平成12年4月1日付けで市町村へ権限委譲した。

なお、権限を市町村へ委譲したものについては、法、規則、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）、鳥獣保護管理事業計画に即した適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行及び許可に基づく捕獲状況報告が行われるよう助言するものとする。

3 - 3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養

が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう指導するものとする。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色，行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により，個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず，毀損時の写真，足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。^{※16}
- ④ 平成23年度までに愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合，譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養するなど，不正な飼養が行われないようにすること。

3 - 4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵並びにオオタカ及びその卵）の販売許可に当たっては，以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリが食用品として販売されることによって，違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど，その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は，販売する鳥獣の数量，所在地及び販売期間，販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

また，動物愛護管理法に基づく，手続きについても行うものとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は，販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること，販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3 - 5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において，麻醉銃猟をする場合については，鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の捕獲許可のほか，法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに，麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては，法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

^{※16} 鳥の寿命は正確に判明されていないが，山科鳥類研究所が標識放鳥し経過を観察調査したところ，ジゴ6年11ヶ月，ホジゴ6年6ヶ月生存した個体の記録が残っている。よって10年以上飼育している個体は取扱いに注意する

第五 特定猟具使用禁止区域，特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用（銃猟及びわな猟）に伴う危険の予防又は静穏の保持のための特定猟具使用禁止区域の指定については，都市化の進展，市街地の拡大を含む居住環境の変化，住民に危険が及ぶと予想されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ，適切かつ柔軟に対応して指定にあたるものとする。

なお，特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため，以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区，学校の所在する地区，病院の近傍，農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所，レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所，公道，都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等，市街地，人家稠密な場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所，その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺，子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺，自然観察路，野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所，その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表) その1

種類	単 位 区 分	既特定 猟具 使用 禁 止 区 域 (A)	単 位 区 分	本計画期間に 指定する 特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (B)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	110	箇所	12	6	4	13	6	41
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	1,318	1,711	758	1,539	2,793	8,119
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	110	箇所	12	6	4	13	6	41
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	1,318	1,711	758	1,539	2,793	8,119

(第17表) その2

種 類	単 位 区 分	既 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域 (A)	単 位 区 分	本計画期間に <u>区域拡大する</u> 特定獵具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (C)
銃獵に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	110	箇所						0
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)						0
わな獵に伴 う危険を予 防するため の区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	110	箇所						
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	0	0	0	0	0	0
種 類	単 位 区 分	既 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域 (A)	単 位 区 分	本計画期間に <u>区域減少する</u> 特定獵具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (D)
銃獵に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	110	箇所						0
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)						0
わな獵に伴 う危険を予 防するため の区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	110	箇所						
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	0	0	0	0	0	0
種 類	単 位 区 分	既 特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域 (A)	単 位 区 分	本計画期間に <u>廃止または期間満了により消滅する特 定獵具使用禁止区域</u>					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計 (E)
銃獵に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	110	箇所	12	6	4	13	6	41
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	1,318	1,711	758	1,539	2,793	8,119
わな獵に伴 う危険を予 防するため の区域	箇所	—	箇所	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—
計	箇所	110	箇所	12	6	4	13	6	41
	面積 (ha)	48,067	面積 (ha)	1,318	1,711	758	1,539	2,793	8,119

(第17表) その3

種類	単位区分	既特定猟具使用禁止区域(A)	単位区分	計画期間中増減※1	計画終了時の特定猟具使用禁止区域※2	備考
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	110	箇所	0	110	
	面積(ha)	48,067	面積(ha)	0	48,067	
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	—	箇所	—	—	
	面積(ha)	—	面積(ha)	—	—	
計	箇所	110	箇所	0	110	
	面積(ha)	48,067	面積(ha)	0	48,067	

※1 箇所：B-E 面積：B+C-D

※2 箇所：A+B-E 面積：A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表) その1

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	番号	特定猟具使用禁止区域名	指定面積(ha)	指定期間	備考
令和4年度	鹿児島市	1	高野原	55	R4.11.1~R14.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	鹿児島市	2	賦合	43	R4.11.1~R14.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	日置市	3	吹上浜	250	R4.11.1~R14.10.31	鹿児島地域振興局再指定
	薩摩川内市	4	寺山牧場	64	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	5	市比野	144	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	6	藤川天神	48	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	薩摩川内市	7	祁答院ゴルフ場	155	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	8	高尾野中部	44	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	9	米ノ津川	164	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	出水市	10	唐笠木	16	R4.11.1~R14.10.31	北薩地域振興局再指定
	始良市	11	蒲生	125	R4.11.1~R14.10.31	始良・伊佐地域振興局再指定
	伊佐市	12	川北	210	R4.11.1~R14.10.31	始良・伊佐地域振興局再指定
	計		12箇所	1,318		

(第18表) その2

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具 使用禁止区域 指定所在地	番号	特定猟具 使用禁止区域 名称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考
令和5 年度	南九州市	13	手蓑	179	R5. 11. 1～R15. 10. 31	南薩地域振興 局再指定
	さつま町	14	県立北薩広域公園	115	R5. 11. 1～R15. 10. 31	北薩地域振興 局再指定
	志布志市, 大 崎町	15	草ノ丘 いこいの森	420	R5. 11. 1～R15. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	鹿屋市	16	大隅自然休養林	740	R5. 11. 1～R15. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	鹿屋市	17	井神島	190	R5. 11. 1～R15. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	垂水市	18	城山	67	R5. 11. 1～R15. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	計		6箇所	1,711		
令和6 年度	南さつま市	19	小湊干拓	103	R6. 11. 1～R16. 10. 31	南薩地域振興 局再指定
	南さつま市	20	益山	61	R6. 11. 1～R16. 10. 31	南薩地域振興 局再指定
	始良市	21	さえずりの森周辺 部	82	R6. 11. 1～R16. 10. 31	始良・伊佐地域 振興局再指定
	鹿屋市	22	鹿屋中央	512	R6. 11. 1～R16. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	計		4箇所	758		
令和7 年度	南さつま市	23	皮籠石・小湊干拓	21	R7. 11. 1～R17. 10. 31	南薩地域振興 局再指定
	出水市	24	高尾野川中部	189	R7. 11. 1～R17. 10. 31	北薩地域振興 局再指定
	湧水町	25	鹿児島刑務所	263	R7. 11. 1～R17. 10. 31	始良・伊佐地域 振興局再指定
	伊佐市	26	十曾	66	R7. 11. 1～R17. 10. 31	始良・伊佐地域 振興局再指定
	鹿屋市	27	高隈ゴルフ場	231	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	鹿屋市	28	鹿屋航空基地	160	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	鹿屋市	29	鹿屋体育大学	82	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	肝付町	30	板ヶ山下崩	39	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	肝付町	31	叶岳	132	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	大崎町	32	野方水之谷	295	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大隅地域振興 局再指定
	奄美市	33	須野ダム	20	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大島支庁再指 定
奄美市	34	節田	14	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大島支庁再指 定	

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具 使用禁止区域 指定所在地	番号	特定猟具 使用禁止区域 名 称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考
令和 7 年度	天城町	35	上名道森林公園	27	R7. 11. 1～R17. 10. 31	大島支庁再指定
	計		13 箇所	1, 539		
令和 8 年度	鹿児島市	36	上西之谷	79	R8. 11. 1～R18. 10. 31	鹿児島地域振興局再指定
	指宿市	37	鏡池	30	R8. 11. 1～R18. 10. 31	南薩地域振興局再指定
	霧島市	38	高松	374	R8. 11. 1～R18. 10. 31	始良・伊佐地域振興局再指定
	始良市	39	加治木南部	720	R8. 11. 1～R18. 10. 31	始良・伊佐地域振興局再指定
	始良市	40	始良南部	1, 576	R8. 11. 1～R18. 10. 31	始良・伊佐地域振興局再指定
	伊佐市	41	十層郷土の森	14	R8. 11. 1～R18. 10. 31	始良・伊佐地域振興局再指定
	計		6 箇所	2, 793		
計			41 箇所	8, 119		

(第 18 表) その 3

年度	わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	指定猟具 使用禁止区域 指定所在地	番号	特定猟具 使用禁止区域 名 称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考
R4	—	—	—	—	—	
R5	—	—	—	—	—	
R6	—	—	—	—	—	
R7	—	—	—	—	—	
R8	—	—	—	—	—	
計	区域なし	—	—	—	—	

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第 35 条第 1 項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とされている。

休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

指定計画なし。

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

指定内訳なし。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

本県での猟区の指定はこれまで無いところであるが、今後、猟区の指定を行おうとする場合は、必要に応じて、市町村、狩猟者団体等と検討を行うものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

ア 指定に関する基本的な考え方と経緯

本県では、鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒事故防止を図る目的から、出水干拓地域指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）を、平成 16 年 4 月 1 日から設定している。

なお、指定期間については、国の基本指針や通達等に準じ、終期は設定せず、当分の間、指定を継続するものとする。

イ 今後の指定方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定をするものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を行うものとする。

ウ 指定猟法禁止区域内での許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可できる

ものとする。

エ 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付するものとする。

(2) 指定猟法禁止区域の指定内訳

現在、指定している区域は、以下のとおりである。

これまでの指定状態を基本的にそのまま維持し、新規指定については、地域における合意形成に基づき柔軟に対応するものとする。

1) 指定年度

平成 16 年度

2) 所在地及び名称

出水市 出水干拓地指定猟法禁止区域

3) 指定面積

1,350ha

4) 指定期間

平成 16 年 4 月 1 日からとし、終期を定めない。

第六 特定計画^{※17}の作成に関する事項

1 計画作成の目的

特定計画（以下、第六において、単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防止対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2 対象鳥獣

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

※17 計画とは、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画のこと。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。

なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

計画の対象とする地域個体群が県の行政界を越えて分布する場合は、必要に応じて関係各県間で整合のとれた対象区域を定めることのできるよう、協議・調整を行う。

5 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、原則、数値による評価が可能な目標設定に努めるものとする。

また、保護又は管理の目標については、下記のとおり設定するものとする。

なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

目標達成状況のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額など、当該地域個体群の生息数や捕獲・確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行うものとする。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させるものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標

当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標

当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定する。

なお、特に、指定管理事業を実施する場合においては、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ県において、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。

これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すこととする。

また、生息環境管理及び被害防止対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

6 保護事業又は管理事業

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に係る保護事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防止対策等の多岐にわたる保護事業を、県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画・連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等の被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防止対策を実施することにより、被害発生未然防止に努めるなど、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断するものとする。

ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。

あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。

その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さら

に保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。

また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

ウ 被害防止対策

第一種特定鳥獣による被害があつて、被害防止対策を実施する場合には、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ、実施するものとする。

具体的な内容としては、侵入防止柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防止柵などの設置については、地域が一体となつて、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に係る管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び管理を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防止対策等の多岐にわたる管理事業を、県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また、鳥獣被害対策は、捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防止対策を実施することにより、被害発生未然防止に努めるなど、効果的な管理事業に取り組むものとする。

ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。

あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、人と鳥獣のすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。

その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

ウ 被害防止対策

第二種特定鳥獣による被害があつて、被害防止対策を実施する場合には、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。

具体的な内容としては、侵入防止柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防止柵などの設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

国又は県が指定管理事業を実施する場合、あらかじめ管理計画において指定管理事業の実施に関する事項として、指定管理事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理事業の目標、指定管理事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、県内や隣接県における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて指定管理事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

また、必要に応じて隣接県と連携を図りながら、広域的な個体群管理を図るものとする。

(2) 実施期間

実施期間については、原則として管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として1年以内とするものとする。

なお、実施期間については対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。

(3) 実施区域

実施区域については、原則として管理計画の区域内とし、対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な地域名（区域名）を定めるものとする。

また、実施区域が県境に位置する場合などは、必要に応じて隣県と連携を図り、実施区域を定めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理事業の目標については、指定管理事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理事業による過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

指定管理事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

指定管理事業の実施者については、県又は国の機関とする。

8 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加するものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- 1) 計画策定の目的及び背景
- 2) 保護すべき鳥獣の種類
- 3) 計画の期間
- 4) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- 5) 第一種特定鳥獣の保護の目標
 - ① 現状
 - ・ 生息環境
 - ・ 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ・ 被害等及び被害防止状況
 - ・ その他
 - ② 保護の目標
 - ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6) 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
- 7) 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - ① 生息環境の保護
 - ② 生息環境の整備
- 8) その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
 - ・ 被害防止対策，モニタリング等の調査研究，計画の実施体制等について必要な事項を定める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

- 1) 計画策定の目的及び背景
- 2) 管理すべき鳥獣の種類
- 3) 計画の期間
- 4) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5) 第二種特定鳥獣の管理の目標
 - ① 現状
 - ・ 生息環境
 - ・ 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ・ 被害等及び被害防止状況
 - ・ その他
 - ② 管理の目標
 - ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
(指定管理事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項)
- 7) 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - ① 生息環境の保護
 - ② 生息環境の整備
- 8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
 - ・ 被害防止対策，モニタリング等の調査研究，計画の実施体制等について必要な事項を定める。

9 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標並びに保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護及び管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。

なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

なお、日出前及び日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等を含む指定管理事業を実施することを想定している場合にあっては、管理計画の作成段階から、県公安委員会との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する利害関係人の意見聴取については、県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。

また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

なお、国の機関が実施する指定管理事業を含む管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をするものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、環境大臣に報告するとともに、速やかにその概要を公表するよう努めるものとする。

(5) 計画に関する実施計画の作成

ア 公表

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、検討会・連絡協議会において検討・協議した上で計画に関する年度別実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、公表するよう努めるものとする。

イ 区域

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づ

いて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

ウ 期間

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

エ 実施主体

実施計画に基づく保護又は管理の実施主体は、県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

なお、管理計画の実施計画を策定する場合であって、当該実施計画の対象地域において、計画の目標を達成するために指定管理事業を実施する場合には、当該実施計画と指定管理事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1) 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 2) 計画の期間
- 3) 保護又は管理すべき区域
- 4) 保護又は管理の目標
- 5) 捕獲等又は数の調整に関する事項
(指定管理事業を実施する場合は必要に応じて当該事業に関する事項)
- 6) 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7) 被害防止対策に関する事項
- 8) その他の保護又は管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護又は管理の推進

実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。

また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防止対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

(7) モニタリング

第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。

特に、第二種特定鳥獣については個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所等）の確実な情報収集に努めるものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県等との連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

10 計画の評価・見直し

設定された指標に対応するモニタリングにより、地域個体群の動向等を把握し、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その評価や結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて順応的に計画の見直しを行うものとする。

モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技能を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用することが望ましく、必要に応じて外部の

専門家と連携して実施するものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

1 1 計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材の確保及び育成に努め、関係部局の施策との連携を図り、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。

この際、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

特に、指定管理事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、県は、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。

(第 19 表)

作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣	計画の期間	対象区域	備考
R4	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系被害の軽減 ● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持 	ヤクシカ	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	屋久島町（口永良部島を除く）	第 3 期計画
R4	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持 	ニホンジカ	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	県内の以下の市町村 (鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町)	第 6 期計画
R4	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林業被害の軽減 ● 個体群の安定的維持 	イノシシ	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	県内全域 (但し、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、和泊町、知名町、与論町を除く)	第 4 期計画

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣の生息の状況の調査は、法第 78 条の 2 に基づき、実施に努めるものとする。

また、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための捕獲情報システムの活用を図るものとする。

なお、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、捕獲個体数・捕獲個体の性別・捕獲年月日・又は出合数等の実態報告を受けて取りまとめ、生息密度や生息分布情報の標準化を図るものとする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

また、これまでの調査結果を踏まえ、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査を実施し、生息分布及び生態などについて把握する。

1) 対象地域

県内一円（県内の河川・湖沼・干拓地，環境省より指定）

2) 調査年度

令和4年度から令和8年度

3) 調査方法・内容

地域，時間等を定めカウント方法によるセンサス調査を行う。

なお，広域的な保護管理が求められているカワウについても，同様の調査を行う。

4) 調査時期

1月中旬

(3) 希少野生鳥獣調査

これまでの調査結果を踏まえ、希少野生鳥獣の生息分布及び生態などについて把握し、鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物（鹿児島県レッドデータブック 2016）改訂のため、必要に応じてフォローアップ調査を行う。

1) 対象地域

県内一円

2) 調査年度

令和4年度から令和8年度

3) 調査方法・内容

現地調査，文献調査などの必要な調査を行う。

4) 調査時期

必要な時期

(4) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣の生息状況を調査し、関係研究機関・関係団体との連携を図りつつ、狩猟の適正化に資するものとする。

狩猟鳥獣生息調査は、キジ（野生）、ヤマドリ及びキツネを対象とし、狩猟者から捕獲又は出合数（目撃情報）の報告を受け、位置情報ごとに、個体の性別、年月日など必要事項を取りまとめ、県内分布状況の参考とする。

特に、ヤマドリ、キジの雌については、捕獲禁止措置に関わる資料として、重要であることから、その結果は環境省へも報告するものとし、狩猟による捕獲等を禁止しているキツネについては、目撃情報等を取りまとめ、次期捕獲禁止措置を検討するための指標とする。

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

キジ、ヤマドリ、キツネ

3) 調査年度

令和4年度から令和8年度

4) 調査方法・内容

- ① 狩猟者登録証を交付する際などに出合数、捕獲数等が記録できる調査票を狩猟者に配布し調査を依頼する。
- ② 捕獲については、狩猟者が出猟時に捕獲した鳥獣の性別・捕獲日・捕獲数を返納する狩猟者登録証へ記入する。
- ③ 出合数については、狩猟者必携巻末にある調査様式に上述と同様の内容を記入し県の機関へ提出する。
- ④ キツネについては、現在 R3. 11. 1～R8. 10. 31 まで捕獲禁止であるので、出合数調査のみとする。なお、日常の目撃情報は通年対応とする。

5) 調査時期

狩猟期間

(5) 放鳥効果測定調査

放鳥効果測定調査は、毎年度、放鳥する養殖キジを含めたキジに対して行う。

狩猟者に狩猟捕獲の実績報告及び生息状況調査や、地域ごとの放鳥数や狩猟におけるキジ出合数、捕獲実績を取りまとめて整理、放鳥効果の参考とする。

1) 対象地域

県内一円

2) 対象種類（鳥獣）

キジ（養殖し放鳥されたキジを含む。）

3) 調査年度

令和4年度から令和8年度

4) 放鳥数

630羽／年、3,150羽／5年間

5) 標査方法・内容

狩猟等によるキジ出合数や捕獲実績等から、放鳥の効果を測定する。

(6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査を行うものとする。

また，指定管理鳥獣について，管理計画が定められている場合にあっては，捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行うものとする。

ア 第一種特定鳥獣

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

無し

3) 調査年度

令和4年度から令和8年度

4) 調査方法・内容

生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査等を行うものとする。

5) 調査時期

必要な時期

イ 第二種特定鳥獣

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

ニホンジカ（ヤクシカ含む），イノシシ（イノブタ含む）

3) 調査年度

令和4年度から令和8年度

4) 調査方法・内容

生態の基礎調査，捕獲等情報調査，密度指標調査及び被害状況調査等により個体数推定を行うものとする。

5) 調査時期

必要な時期

ウ 指定管理鳥獣

1) 対象地域

県内一円

2) 対象鳥獣

ニホンジカ（ヤクシカ含む）、イノシシ（イノブタ含む）

3) 調査年度

令和4年度から令和8年度

4) 調査方法・内容

生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査等により個体数推定を行うものとする。

5) 調査時期

必要な時期

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において、鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査に努めるものとする。

なお、調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施するものとする。

1) 対象保護区等の名称

今回、指定（更新を含む）の鳥獣保護区

2) 調査年度

令和4年度から令和8年度

3) 調査方法・内容

生息環境及び分布調査の実施。（ルートセンサス法、既存文献調査）

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、有害捕獲許可及び指定管理事業等での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させることとする。

特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するものとする。

また、捕獲の従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させることとする。

(3) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に報告することとする。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟については、誘引狙撃や夜間銃猟など、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術の開発

に努める。

わな猟については、新しい猟法の開発や ICT 等を活用した捕獲技術の普及に努める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術調査について、その開発及び普及に努める。

- (2) 生活環境、農林水産業または生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術の開発を進め、普及に努める。

また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理などによる鳥獣の誘引防止等の被害防止対策に資する技術の開発を進め、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員に、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努めるものとする。

また、警察当局等の協力を得ながら、効果的な取締りを行うものとする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修等を行い、専門的知識の向上を図るよう努めるものとする。

特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国・大学等の学識者へ協力依頼を行うなど関係機関の活用等を検討するものとする。

また、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を関係機関と連携して行うよう努めることとする。

(2) 設置計画

(第 20 表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	2人	2人	4人	2人	2人	4人	鳥獣保護区の指定及び管理、特別保護地区工作物設置等の許可、鳥獣生息調査、傷病鳥獣の救護、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣各許可（学術等）、休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定、指定猟法禁止区域の指定、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録（県外）、有害鳥獣捕獲許可、狩猟鳥獣の捕獲禁止事務
環境林務部自然保護課 野生生物係	2人	2人	4人	2人	2人	4人	
地域振興局等		13人	13人		13人	13人	鳥獣保護区・休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定・管理等、鳥獣生息調査、鳥獣保護員、傷病鳥獣救護、狩猟取締り等、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録（県内）、鳥獣捕獲許可（個体数調整・行政事務の遂行目的による捕獲・傷病鳥獣の保護による捕獲）
鹿児島地域振興局 農林水産部 林務水産課		2人	2人		2人	2人	
南薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2人	2人		2人	2人	
北薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2人	2人		2人	2人	

始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課		2人	2人		2人	2人	
大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課		2人	2人		2人	2人	
熊毛支庁 農林水産部 林務水産課		1人	1人		1人	1人	
熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課		1人	1人		1人	1人	
大島支庁 農林水産部 林務水産課		1人	1人		1人	1人	
合 計		2人	15人	17人	2人	15人	17人

(3) 研修計画

(第21表)

名 称	主催	時期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護及び狩猟行政担当者会議	本 庁	4	1	地域振興局・支庁担当者	17	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣保護行政実務知識一般	
市町村鳥獣保護行政担当者研修会	地域振興局等	5～6	1	市町村担当者	60	振興局管内の市町村へ権限委譲されている事務の修得並びに鳥獣保護及び狩猟行政事務全般の周知徹底を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣飼養指導取締等、鳥獣保護行政一般	
九州各県鳥獣行政担当者会議	九州各県	11～1	1	九州ブロック	2	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・各県における鳥獣行政に関する問題点の検討 ・その他、意見交換	鳥獣行政担当者
野生生物研修	環境省	6～12	1	全 国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・鳥獣の生態と調査 ・司法警察員制度等	鳥獣行政担当者
野生鳥類に関する研修(事故・感染症)	環境省	9～12	1	全 国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥インフルエンザ対応マニュアル	鳥獣行政担当者

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

ア 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、会計年度任用職員として県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

(4) 研修計画

年1回(4月)地域振興局等单位で、鳥獣保護管理法等に基づく鳥獣保護管理員の職務権限、鳥獣保護区等の制度、狩猟や有害鳥獣捕獲の制度、取締り指導、各種調査等に関する研修を鳥獣保護管理員に対し行うものとする。

(第24表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県地域振興局等	4月 (<small>辞令交付式時</small>)	1	地域振興局等の単位	人 102	鳥獣保護管理行政に関する識見の向上及び鳥獣保護管理員の服務規程を指導するために行う。	各地域振興局管内の鳥獣保護管理員を対象とする

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や管理計画に基づく鳥獣の管理等の適切かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

また、狩猟者は、狩猟活動を通じて鳥獣の目撃及び捕獲情報の提供や個体数管理の協力等、鳥獣の保護管理の担い手として大きな役割を担っており、その責務の重要性について、狩猟者の意識・自覚の高揚に努める。

その一方で、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者増加のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、狩猟者に過度に依存することなく、職務として捕獲に従事する者(専門的捕獲従事者)を育成する必要がある。

(2) 研修計画

(第25表)

名称	主催	時期	回数/年	対象	内容	備考
野生鳥獣保護管理に関する研修	県	狩猟免許更新時	1回	狩猟免許所持者	野生鳥獣の保護管理について	
捕獲技術研修会	県	通年	1回	市町村職員 狩猟免許所持者等	鳥獣ごとの捕獲技術に関する研修	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。

さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上や狩猟者に対して狩猟の知識・技術向上を図るための取組を行う等、狩猟者確保のための方策の充実を図ることとする。また、農林業

者や市町村職員等を対象に、わな猟免許を新規取得するよう啓発に努めるとともに、既免許所持者への対応として、更新者等が受験しやすいよう休日開催等とするなど柔軟に検討し、免許所持者の減少防止にも努めることとする。

(第 26 表)

項目	実施回数	回数内訳	備考
狩猟免許試験（新規取得）	14回以上	各振興局等単位に概ね2回開催 県庁は必要に応じた回数	
狩猟免許更新講習会	14回以上	各振興局等単位に概ね2回開催 県庁は必要に応じた回数	

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合している事業者であり、鳥獣の生息状況や被害状況の調査、管理のための計画の検討、捕獲後のモニタリング、評価及び計画の見直しにも関与する等、地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手の育成・確保に努めることとする。

4 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、「違法捕獲の取締り」、「違法飼養の取締り」、「狩猟事故防止・狩猟違反行為の取締り」については、必要に応じて、警察当局や鳥獣保護管理員、関係市町村職員と協力して、迅速かつ適正な取締りを実施するとともに、狩猟事故・違反の根絶に努めるものとする。

なお、取締りについては、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じるものとする。

- 1) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - ① 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこととする。
 - ② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化することとする。
なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- 2) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。
- 3) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、警察当局等の協力を得ながら効果的な対応を行う。
- 4) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを必要に応じて実施する。
- 5) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。
- 6) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- 7) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第 27 表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野鳥の違法捕獲防止を目的とした広報活動	←————→												市町村公報誌等による広報活動の実施
野鳥の違法捕獲防止を目的とした巡視活動	←————→												集中巡視を鳥獣保護員に指示を行う(繁殖期)
違法飼養の確認等, 巡回指導取締り(随時)	←————→												県民による情報提供から, 警察等と連携し対応
狩猟期間における取締り等													解禁日(11/15, 一部11/1)は警察当局等と一斉パトロール実施。 また, 無登録者・日の出前・日没後の銃器使用取締り, 猟期の前後(期間)

5 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として, 地方税法(昭和25年法律第226号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ, 鳥獣行政の実施に対し効果的な対策を講じるものとする。
指定管理事業についても, 国の支援を受けつつ必要な対策を講じるものとする。

第九 その他

1 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類, 区域, 期間又は猟法の制限, 狩猟者の制限, 狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより, 地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。
また, 猟犬による事故防止を図るため, 猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど, 猟犬の管理について狩猟者に注意を促すものとする。
さらに, 各種制度の運用に当たっては, 狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ, 関係者の意見を聴取しつつ, 機動的に見直すよう努めるものとする。

2 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護により, 生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや, 救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング, 感染症を含む傷病の発生原因の究明による効果的な予防措置を実施することなど, 救護の目的及び意義を明確化するものとする。
特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては, こうした目的及び意義を踏まえて, 鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応を図るものとする。
なお, 大量死や異常な行動をとる個体の発生等, 生態系の異常及び感染の発生状況の把握につながる情報を収集する観点から, 情報の収集・把握の一元化等を図るものとする。

(1) 方針

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

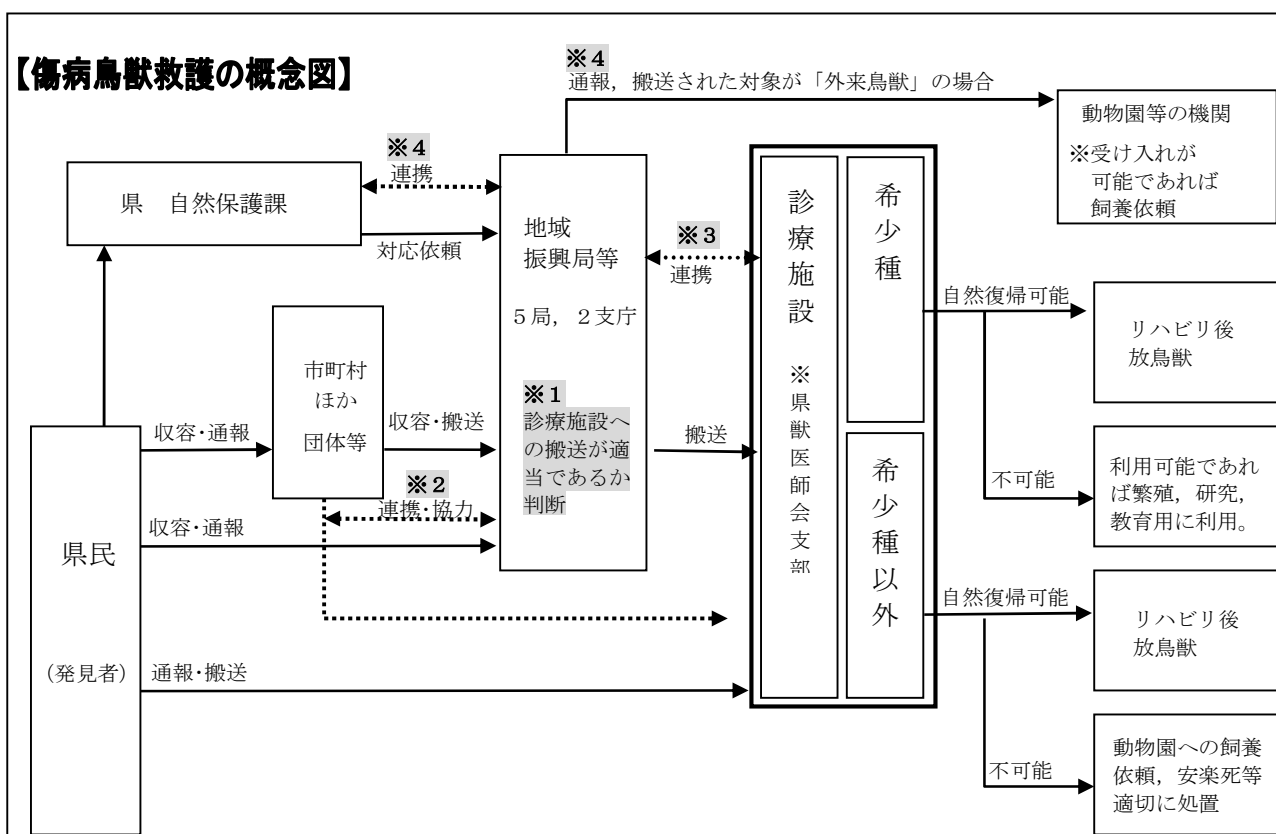
ア 傷病鳥獣救護の基本的な考え方

- 1) 傷病鳥獣の救護・搬送にあたっては、地域振興局等職員による直接的な活動、自然保護関係ボランティア団体や市町村職員との協力連携、傷病鳥獣を発見した県民（情報提供者）の善意等から成り立つものとし、救護・搬送の役割は限定せずに、状況に応じた対応ができるものとする。
- 2) 救護・搬送にあたっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ対応にあたることとするが、有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣及び外来鳥獣については対象としない。
- 3) 雛及び出生直後の幼獣は、近辺に親が存在している状況も考えられることから、傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないように正確な情報を県民に対し周知徹底する。

(2) 体制

傷病鳥獣の保護については、県獣医師会に所属する県内各地の指定診療施設で、治療・サポートが受けられる体制を整備している。

体制については、以下のとおり。



●留意事項

- ※1 有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣（本計画書 第四，2-3，(2)，カ鳥獣の種類ごとの許可基準に示す有害鳥獣捕獲許可対象）及び外来鳥獣は傷病鳥獣としての救護は行わない。対象外である鳥獣の保護要請を希望する県民（発見者）への対応は、県内の生物多様性の保全と適切な鳥獣保護管理を保つため個体数の調整が不可欠な場合があること、外来鳥獣等が引き起こす各種問題を勘案し教育的見地から受け入れてない旨の説明を行い、理解を得る対応とする。
- ※2 診療施設の搬送については、様々なケースが想定されるため、特に市町村と県機関において協力・連携を図るよう努める。
- ※3 県民（発見者）から通報又は直接搬送された鳥獣が外来鳥獣等である場合は、安楽死を原則とすることから診療施設と連携を図り適切な対応をとる。
- ※4 外来鳥獣等は原則、安楽死による対処とするが、動物園等の施設が終生飼養可能である場合はこの限りでない。判断に迷う場合は、自然保護課との連携により対処するものとする。

※外来鳥獣等とは、第四，1，(3)を参照のこと。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

救護個体の取扱いは、以下のような考え方を基本として対応するものとする。

ア 傷病鳥獣の個体の処置の基本的な考え方

- 1) 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物愛護管理法、文化財保護法等関係する法令に基づき、法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- 2) 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行うよう診療施設の関係者と連携することとする。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行うこととする。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討するものとする。
- 3) 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合はこの限りではない。
- 4) 高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いがある鳥類、または、隣接県もしくは県内で高病原性鳥インフルエンザが発生している時期に収容された鳥類は、診療施設に搬送せず、隔離収容又はできる限り苦痛を与えない方法で致死等の処置をとるものとする。^{※18}
- 5) 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の事情に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の処置をとるものとする。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発

収容個体は、速やかに隔離し必要な検査を行うとともに、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に基づき、適切に対処する。

また、鳥獣への感染拡大や人への感染を防止するため、衛生管理には十分に留意し、必要な情報開示を行うものとする。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政部局等と調整し、適切な対応にあたる。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアへ必要に応じて、衛生管理等に関する研修等を行うこととする。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

ア 放野の基本的な考え方

- 1) 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- 2) 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- 3) 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

3 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備

^{※18} 参考資料(5)94頁に詳細(国が示す死亡野鳥の検査基準)を掲載

え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制を必要に応じて整備するものとする。

また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努めるものとする。

4 感染症への対応^{※19}

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行うものとする。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護行政等の数多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局と連携して対策を実施するものとする。また、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行うものとする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きいことから、環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政部局等と連携・調整し適切な対応に努める。

また、野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するため、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランスの実施に努める。

さらに、高病原性鳥インフルエンザの発生時期における野鳥との関わりや接し方等について、県のホームページ等を用い県民へ情報提供し、不安や混乱が生じないよう必要な公報、周知を行うよう努める。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

豚熱については、2018年（平成30）年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける感染が継続していることから、農政部局と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施する。

また、県内や隣接県などで感染が確認され、感染拡大のおそれがある場合は、国、隣接県、関係市町村、関係団体等と連携し、防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。その際は、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等について、関係部局と連携し、関係市町村、関係機関、関係団体等に対して普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっていることから、農政部局と連携しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施などにより早期発見に努める。

(3) その他感染症

その他の野生鳥獣に関する感染症については、可能な限り、情報収集等に努める。また、既に国内で感染者が見られているSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する人獣共通感染症やオーエスキー病等の家畜疾病など感染症等については、鳥獣における感染状況の情報収集・監視に努め、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

※19 参考資料(4)93頁に鳥インフルエンザ未発生時を例とした概念図等を掲載

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護に関する活動等を開催するなど、地域の特性に応じた効果的な普及等を実施するものとする。

普及啓発を行うに当たり、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、捕獲した鳥獣を食肉等として活用することを推進するよう努める。

さらに、愛鳥週間の行事としては、ポスター展示等を実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。

ア 方針

愛鳥週間を中心に、愛鳥ポスターコンクール等を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに、市町村・学校関係・日本野鳥の会・狩猟者団体を初めとする関係団体・NPO等との協力体制の整備をより一層図るものとする。

また、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることや、外来鳥獣等対策の必要性についての理解を求めるなど、教育的な見地も踏まえて普及啓発を図るよう努める。

イ 事業の年間計画

(第 28 表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事 (展示)	←→										● (表彰)			表彰、県内施設に掲示
愛鳥週間用 ポスターコンクール (募集)		←→												県内小・中学校、高校 から募集、審査
普及啓発機材 の整備、活用	←→													一般県民 (図書、展示品等)
愛鳥モデル校 指導	←→													指定小・中学校を対象

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第29表)

行事	年度	R4	R5	R6	R7	R8
○愛鳥週間行事 県愛鳥週間作品コンクール (県主催)		・表彰・受賞ポスター展示 など				
○鳥獣保護実績発表 実績発表大会 (国主催)		・学校又は鳥獣関係団体からの推薦者				
○全国野鳥保護の集い 野生生物保護功労者表彰 (国主催)		・個人、学校又は鳥獣関係団体からの推薦者				

(2) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むことなどによる人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大など、生態系や鳥獣保護管理への影響を多大に生じさせるおそれがある。

このため、安易な餌付けの防止に努めるとともに、県民への普及啓発を積極的に推進するものとする。

その際には、以下の点について留意するものとする。

- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- 2) 観光地等における鳥獣への餌付け行為を自粛させるための標識設置や、チラシ・リーフレット等を作成・配布するなど、関係市町村と必要に応じて連携し、普及啓発に努める。
- 3) 関係機関と連携し、生ゴミや未収穫作物等の残置された不適切な管理、耕作放棄など、結果として餌付けとなる行為の防止について普及啓発を行う。

(3) 野鳥の森等の整備

住民が親しく鳥獣に接する喜びを体験することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所等に巣箱の設置や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

(4) 愛鳥モデル校の指定^{※20}

ア 方針

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥思想高揚のための教育・クラブ活動が活発で、他の模範となる小・中学校を地域的な配置を考慮しながら、愛鳥モデル校として指定する。

イ 指定期間

3年間とし、更新することもできる。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥獣に関する図書・DVD・展示品等を貸与するとともに、県職員又は鳥獣保護管理員等がバードウォッチング等環境教育に関する指導助言を行う。

指定の初年度には、双眼鏡・鳥獣に関する図書を配布する。

※20 R3 現在の県内モデル校は、参考資料(3)92頁に掲載

[参考資料]

項目	頁
(1) 鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧	84
(2) 特別保護地区（再指定）の概要	89
(3) 県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧	92
(4) 野鳥一般における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等	93
(5) 国が示す死亡野鳥の検査基準	94
(6) わなの使用に当たっての許可基準	96
(7) 被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①（一般捕獲と法人捕獲）	98
(8) 被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）	99
(9) 市町村別の予察捕獲と農林業被害状況	101

参考（1）

鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了に伴う箇所一覧

鳥獣保護区名：森林鳥獣生息地の保護区

【単位：箇所， ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
R4	8	10,286	7	8,856	-1	-1,430	
R5	9	5,718	9	5,718			
R6	12	18,163	12	17,622		-541	
R7	5	2,862	5	2,280		-582	
R8	8	3,216	8	3,216			
計	42	40,245	41	37,692	-1	-2,553	

鳥獣保護区名：希少鳥獣生息地の保護区

【単位：箇所， ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
R4	1	748	1	748			
R5	1	748	1	748			
R6	1	748	1	748			
R7	1	748	1	748			
R8	1	748	1	748			
計	5	3,740	5	3,740			

鳥獣保護区名：身近な鳥獣生息地の保護区

【単位：箇所， ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
R4	4	591	4	591			
R5	10	1,513	10	1,484		-29	
R6	13	589	15	557	+2	-32	
R7	7	357	7	357			
R8	6	907	6	505		-402	
計	40	3,957	42	3,494	+2	-463	

鳥獣保護区名：集団渡来地の保護区

【単位：箇所， ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
R4							
R5							
R6							
R7							
R8							
計							

【単位：箇所， ha】

年度	期首時点		期末時点		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
合計	87	47,942	88	44,926	+1	-3,016	

■第13次鳥獣保護管理事業計画 振興局等別鳥獣保護区

振興局等	保護区名	設定区分	特 有無		面積		面積	指定年	次 期 更新年	存続 期間
鹿児島	西桜島	森林鳥獣生息地		更新対象	1,865	更新	1,865	1972	2022	10
鹿児島	三島	森林鳥獣生息地		更新対象	2,743	更新	2,743	1982	2022	10
鹿児島	平川	森林鳥獣生息地		更新対象	1,250	更新	1,250	1973	2023	10
鹿児島	吹上潟	森林鳥獣生息地		更新対象	565	更新	565	1973	2023	10
鹿児島	照島	身近な鳥獣生息地		更新対象	346	更新	346	1973	2023	10
鹿児島	観音ヶ池	身近な鳥獣生息地		更新対象	319	更新	319	1993	2023	10
鹿児島	花尾	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1964	2024	10
鹿児島	城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	17	更新	17	1964	2024	10
鹿児島	慈眼寺	身近な鳥獣生息地		更新対象	7	更新	7	1964	2024	10
鹿児島	伊集院城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	42	更新	42	1964	2024	10
鹿児島	十島	森林鳥獣生息地		更新対象	10,136	更新	10,136	1974	2024	10
鹿児島	遠見番山	森林鳥獣生息地		更新対象	330	更新	330	1975	2025	10
鹿児島	磯	森林鳥獣生息地		更新対象	389	更新	389	1961	2026	10
鹿児島	北中学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1966	2026	10
鹿児島	亀丸城跡	身近な鳥獣生息地		更新対象	56	更新	56	1996	2026	10
南薩	加世田	森林鳥獣生息地		更新対象	620	更新	620	1962	2022	10
南薩	山川小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	1972	2022	10
南薩	戸柱番所	身近な鳥獣生息地		更新対象	190	更新	190	1972	2022	10
南薩	天神	身近な鳥獣生息地		更新対象	65	更新	65	1972	2022	10
南薩	丸木浜	森林鳥獣生息地		更新対象	300	更新	300	1972	2022	10
南薩	魚見岳・知林ヶ島	身近な鳥獣生息地		更新対象	301	更新	301	2012	2022	10
南薩	坊岬	森林鳥獣生息地		更新対象	370	更新	370	1973	2023	10
南薩	開闢小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	6	更新	6	1964	2024	10
南薩	川辺小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	22	縮小	22	1964	2024	10
南薩	池田湖鰻池	森林鳥獣生息地		更新対象	1,713	更新	1,713	1974	2024	10

南薩	長崎鼻	森林鳥獣生息地		更新対象	405	更新	405	1956	2026	10
南薩	金峰山	森林鳥獣生息地		更新対象	163	更新	163	1976	2026	10
南薩	針本	身近な鳥獣生息地		更新対象	315	更新	315	1986	2026	10
北薩	中郷池周辺	身近な鳥獣生息地		更新対象	117	更新	117	1973	2023	10
北薩	戸柱大島	身近な鳥獣生息地		更新対象	350	縮小	321	1973	2023	10
北薩	新田神社	身近な鳥獣生息地		更新対象	30	更新	30	1964	2024	10
北薩	清浦ダム	身近な鳥獣生息地		更新対象	12	更新	12	1974	2024	10
北薩	高川	身近な鳥獣生息地		更新対象	128	更新	128	1974	2024	10
北薩	鹿島南	森林鳥獣生息地		更新対象	478	更新	478	1994	2024	10
北薩 始良・伊佐	大口鶴田	森林鳥獣生息地		更新対象	2,200	縮小	1,190	1962	2022	10
始良・伊佐	丸尾	森林鳥獣生息地		更新対象	1,020	更新	1,020	1992	2022	10
始良・伊佐	奥十層	森林鳥獣生息地		更新対象	782	更新	782	1983	2023	10
始良・伊佐	八幡公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	34	更新	34	1973	2023	10
始良・伊佐	菱刈小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	25	更新	25	1973	2023	10
始良・伊佐	上小川	身近な鳥獣生息地		更新対象	30	更新	30	1983	2023	10
始良・伊佐	鹿児島県民の森	森林鳥獣生息地		更新対象	1,003	更新	1,003	1983	2023	10
始良・伊佐	上床	身近な鳥獣生息地		更新対象	152	更新	152	1974	2024	10
始良・伊佐	霧島	森林鳥獣生息地		更新対象	1,400	更新	1,400	1960	2025	10
始良・伊佐	栗野岳	森林鳥獣生息地		更新対象	96	更新	96	1965	2025	10
始良・伊佐	曾木小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	15	更新	15	1965	2025	10
始良・伊佐	国分城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	157	更新	157	1975	2025	10
始良・伊佐	横峯	身近な鳥獣生息地		更新対象	110	更新	110	1996	2026	10
大隅	佐多岬	森林鳥獣生息地	有	更新対象	1,118	更新	1,118	1982	2022	10
大隅	新富城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	189	更新	189	2003	2023	10
大隅	吾平山稜	身近な鳥獣生息地		更新対象	68	更新	68	1973	2023	10
大隅	南之郷花房	森林鳥獣生息地		更新対象	427	更新	427	1993	2023	10
大隅	高隈	森林鳥獣生息地		更新対象	400	更新	400	1964	2024	10

大隅	北田	身近な鳥獣生息地		更新対象	5	更新	5	1964	2024	10
大隅	岳野山	森林鳥獣生息地		更新対象	336	更新	336	1974	2024	10
大隅	財部城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	87	縮小	34	1974	2024	10
大隅	大川原峽	森林鳥獣生息地		更新対象	1,340	縮小	799	1974	2024	10
大隅	三連轟	身近な鳥獣生息地		新設	0	新設	6	2024		10
大隅	溝ノ口洞穴	身近な鳥獣生息地		新設	0	新設	15	2024		10
大隅	末吉	森林鳥獣生息地		更新対象	710	縮小	128	1965	2025	10
大隅	深川小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	43	更新	43	1965	2025	10
大隅	川上小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1965	2025	10
大隅	江之島	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1965	2025	10
大隅	根占	森林鳥獣生息地		更新対象	563	更新	563	1966	2026	10
大隅	唐仁	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	1966	2026	10
大隅	横尾岳	身近な鳥獣生息地		更新対象	406	縮小	4	1976	2026	10
大隅	高塚花里	森林鳥獣生息地		更新対象	286	更新	286	1986	2026	10
熊毛	熊野	森林鳥獣生息地		更新対象	834	更新	834	1964	2024	10
熊毛	西之表	森林鳥獣生息地		更新対象	600	更新	600	1976	2026	10
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2022	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2023	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2024	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2025	1
熊毛	馬毛島	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	1986	2026	1
屋久島	小杉谷	森林鳥獣生息地		更新対象	474	更新	474	1983	2023	10
屋久島	荒川	森林鳥獣生息地		更新対象	349	更新	349	1983	2023	10
屋久島	宮之浦岳	森林鳥獣生息地	有	更新対象	498	更新	498	1983	2023	10
屋久島	花之江河	森林鳥獣生息地		更新対象	1,042	更新	1,042	1984	2024	10
屋久島	白谷	森林鳥獣生息地		更新対象	404	更新	404	1984	2024	10
屋久島	国割岳	森林鳥獣生息地	有	更新対象	800	更新	800	1984	2024	10

屋久島	矢筈岳	身近な鳥獣生息地		更新対象	49	更新	49	1995	2025	10
大島	長雲峠	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	1983	2023	10
大島	八津野	森林鳥獣生息地		更新対象	302	更新	302	1984	2024	10
大島	住用	森林鳥獣生息地		更新対象	378	更新	378	1984	2024	10
大島	内海公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	71	更新	71	1994	2024	10
大島	山間	身近な鳥獣生息地		更新対象	73	更新	73	1985	2025	10
大島	ホノホシ	森林鳥獣生息地		更新対象	326	更新	326	1995	2025	10
大島	母間	森林鳥獣生息地		更新対象	310	更新	310	1966	2026	10
大島	百之台	森林鳥獣生息地		更新対象	500	更新	500	1976	2026	10
合計					47,522		44,926			

参考（２） 特別保護地区（再指定）の概要

① 区分	森林鳥獣生息地の保護区		⑦地域の概要	
② 名称	佐多岬 鳥獣保護区		当該地域は、大隅半島の最南端に位置し、陸地の大半は広葉樹林を多く含む森林地帯である。保護区内には、亜熱帯性の植物も多く群生していることもあり、野生鳥獣が生息しやすい状況である。周辺は、自然公園施設も見られ、県民の憩いの場としても位置づけられた地域である。	
③ 期間	令和 4年 11月 1日 ～ 令和 14年 10月 31日			
④ 関係市町村	南大隅町		⑧生息する鳥獣	
⑤ 面積等	157 ha (鳥獣保護区面積 1, 118ha)		キジバト、ヒバリ、キセキレイ、ヒヨドリ、コゲラ、ウグイス、メジロ、ホオジロ、キジ、ツバメ、シジュウカラ、シロハラ、カワラヒワ、カケス、ヤマガラ、モズ、ジョウビタキ、トビ、サシバ、オオミズナギドリ、クマタカ、ニホンイノシシ、ホンダタヌキ、ノウサギ等	
⑥	地域名	指定権者等	名称等	⑨設定指定理由
	自然環境保全地域	国		佐多岬周辺は、全国の「サシバ」が渡南する際の集結地となっており、また、批榔島は「オオミズナギドリ」の繁殖地となっているなど、特に鳥類の生息環境として優れた環境である。
		県		
	自然公園	国立	[霧島錦江湾国立公園 (157ha)]	また、当地区は、昭和 57年に鳥獣保護区に指定され、これまでも保護繁殖を図ってきたところであるが、今後とも森林に生息する多種多様な鳥獣の保護繁殖を図るため、再指定を行う。
		国定		
		県立		
保安林	第 10 号	66ha	※ 1 特別保護地区においては、「更新」という概念の事務手続きが制度上無いことから、「再指定」（指定と同様の手続き）による手続きを行うこととなる。	
	第 10 号以外	66ha (第 10 号と重複指定)		
文化財	国		※ 2 特別保護地区及び国設鳥獣保護区以外の、県知事指定鳥獣保護区においては、「更新」の手続きによる設定があり、手続きも規定に準じ行われる。	
	県			
				⑩備考

① 区分	森林鳥獣生息地の保護区		⑥ 地域の概要	
② 名称	宮之浦岳 鳥獣保護区		当該地域は、本土最南端の佐多岬から南南西約 60 kmに位置する屋久島の中央部にあり、九州最高峰の宮之浦岳をはじめ、1,800m以上の高峰が連なる「洋上アルプス」と呼ばれる地域でもあり、急峻な山々からなっている。当該地域は、全域森林でスギ、モミ、サカキ、ツゲなどからなっており、豊富な自然が残された地域である。ヤクシマザル、ヤクシカ、ズアカアオバト、ヤクシマカケスなど多種多様な鳥獣が生息している。	
③ 期間	令和 5年 11月 1日 ～ 令和 15年 10月 31日			
④ 関係市町村	屋久島町		⑧生息する鳥獣	
⑤ 面積等	498 ha		シマメジロ、ヤマガラ、ヒヨドリ、スズメ、ハシブトガラス、トビ、オオタカ、ハヤブサ、サシバ、チョウゲンボウ、ムナグロ、ズアカアオバト、ヒレンジャク、モズ、ヤブサメ、ツバメ、キビタキ、ヤクシマザル、ヤクシカ、ヤクシマモグラ、ヒメネズミ、ヤクシマジネズミ、コイタチ、コウベモグラ、ユビナガコウモリ等	
⑥	地域名	指定権者等	名称等	⑨設定指定理由
	自然環境保全地域	国		標高の低いところでは、亜熱帯性の草木花、標高の高いところでは高山地帯でしか見られない植物の群生など、世界的にも珍しい植生分布の形態を有しており、野生鳥獣の生息に適した環境にある。特に、留鳥や渡り鳥の集結地となっており、年間を通して、鳥類の繁殖地として優れた環境である。また、当地区は、平成5年に特別保護地区に指定され、これまでも保護繁殖を図ってきたところであるが、今後とも森林に生息する多種多様な鳥獣の保護繁殖を図るため、再指定を行う。
		県		
	自然公園	国立	[霧島屋久国立公園 (498ha)]	
		国定		
		県立		⑩備考
	保安林	第10号		
第10号以外		498ha		
文化財	国	498ha		
	県			

① 区分	森林鳥獣生息地の保護区		⑥ 地域の概要	
② 名称	国割岳 鳥獣保護区		当該地域は、本土最南端の佐多岬から南南西約 60 kmに位置する屋久島の中央部にあり、国割岳の西部標高 1,000mから海岸までの急峻な地形からなっている。当該地域は、ほぼ全域森林でガジュマル、アコウ、イスノキ、スタジイ、マテバシイ、スギ、モミ、ツガなどからなっており、豊富な自然が残された地域である。ヤクシマザル、ヤクシカ、カラスバト、サンコウチョウなど多種多様な鳥獣が生息している。	
③ 期間	令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 16 年 10 月 31 日			
④ 関係市町村	屋久島町		⑧ 生息する鳥獣	
⑤ 面積等	800 ha		ヒヨドリ、アカショウビン、サシバ、ミソサザイ、ヤブサメ、キビタキ、ズアカアオバト、カラスバト、キジバト、メジロ、カケス、サンショウクイ、サンコウチョウ、ルリビタキ、アカハラ、シロハラ、ヤマガラ、ヒガラ、ヤクシマザル、ヤクシカ、ヒメネズミ、コイタチ等	
⑥	地域名	指定権者等	名称等	⑨ 設定指定理由
	自然環境 保全地域	国		当地区は、屋久島の西側に位置し、多種多様な森林地帯を多く含む。また、世界登録地域である西部林道付近を含むことから、観光客等の出入りも多い。標高の低いところでは、亜熱帯性の草木花、標高の高いところでは高山地帯でしか見られない植物の群生など、世界的にも珍しい植生分布の形態を有しており、野生鳥獣の生息に適した環境にある。特に、留鳥や渡り鳥の集結地となっており、年間を通して、鳥類の繁殖地として優れた環境である。また、当地区は、昭和 63 年に特別保護地区に指定され、これまでも保護繁殖を図ってきたところであるが、今後とも森林に生息する多種多様な鳥獣の保護繁殖を図るため、再指定を行う。
		県		
	自然公園	国立	[霧島屋久国立公園 (711ha)]	
		国定		
		県立		⑩ 備考
保安林	第 10 号			
	第 10 号以外	466ha		
文化財	国			
	県			

参考（3）県内の小学校，中学校の数及び愛鳥モデル校一覧

【単位：校】

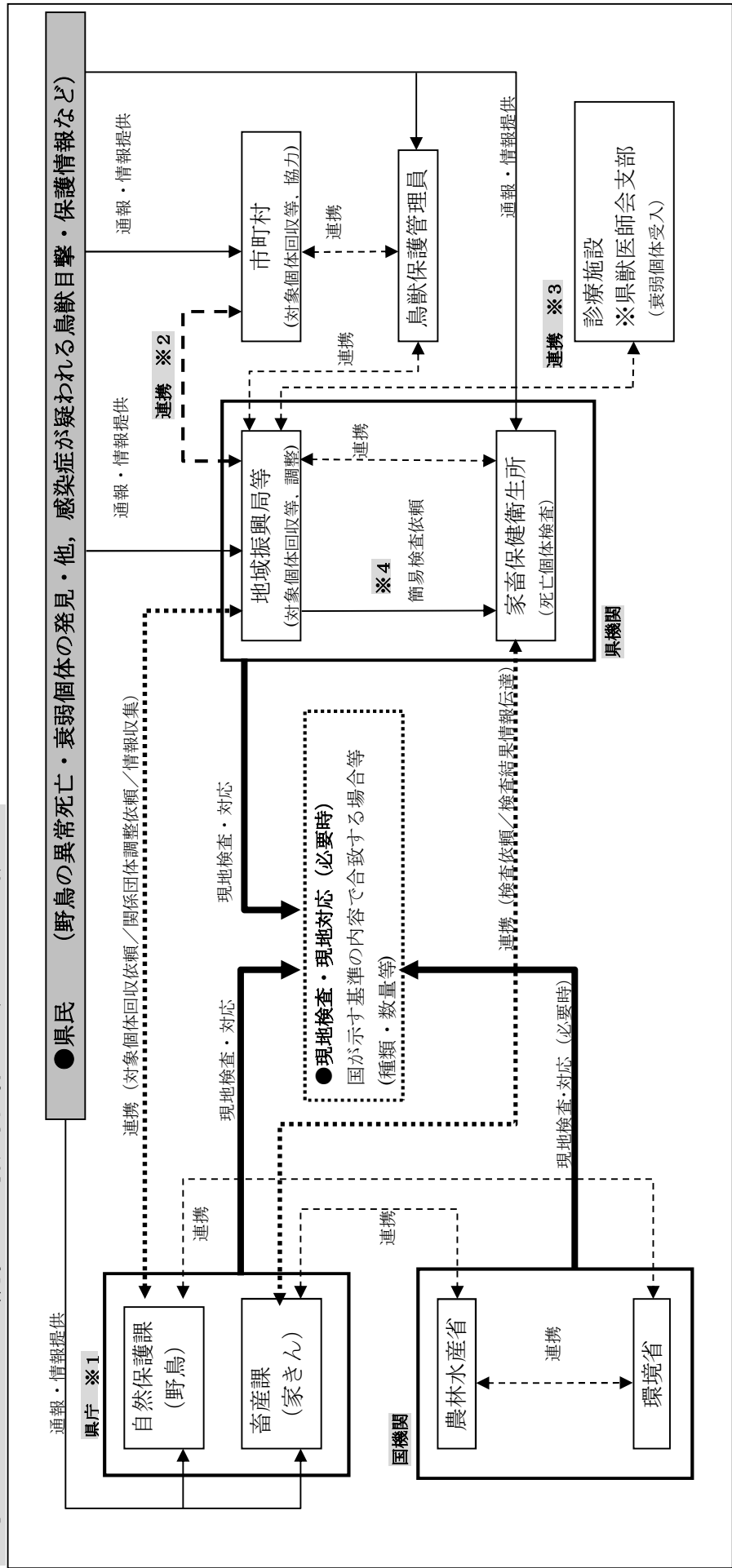
教育事務所名	小学校	中学校	うち，愛鳥モデル校
鹿児島教育事務所	108	57	
南薩教育事務所	41	16	
北薩教育事務所	65	29	出水市立鶴荘学園，出水市立高尾野中学校，薩摩川内市立峰山小学校(3校)
始良・伊佐教育事務所	71	22	始良市立漆小学校(1校)
大隅教育事務所	88	31	曾於市立財部南小学校(1校)
熊毛教育事務所	35	7	
大島教育事務所	86	49	奄美市立笠利中学校，瀬戸内町立篠川小中学校(2校)
合計	494	212	愛鳥モデル校：7校(R3現在)

参考：「令和3年度 鹿児島県の教育行政」より抜粋

参考 (4) 野鳥一般※における高病原性鳥インフルエンザ未発生時の感染症対策の概念図等

- ※1 自然保護課は、国及び県関係機関との調整や連携を図りながら必要な情報の提供に努める。
- ※2 地域振興局等においては、市町村との連携・協力体制を構築する。(対象獣の確保・搬送、休日対応の役割分担の整理など)
- ※3 鳥インフルエンザの発生期間における傷病鳥獣の取扱は特に注意し、各管内の診療施設関係者と体制等の打合せを行っておく。
- ※4 死亡個体の簡易検査については、国のマニュアルにより対応することとし、各管内の家畜保健衛生所関係者と打合せを行っておく。

●鳥インフルエンザが疑われる鳥獣等個体に対する対応の概念図



※ 出水市のツル類は対象としない。

参考（５） 国が示す死亡野鳥の検査基準

※下表は、野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアルより抜粋

表 I-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地*周辺（発生地から半径 10 km 以内）
通常時	全国	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 又は 3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

* 簡易検査が陽性で発生が見込まれた場合や、家きん等の疑い事例の発生を含む

表 I-2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種	
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

- 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む。）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状がみられるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

表 I-3 検査優先種

(9目11科)

検査優先種 1 (18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察された水鳥類	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度及び 28 年度、令和 2 年度の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種。
検査優先種 2 (9種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種 1 以外全種) ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1、2 以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等 (検査優先種 1、2 以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。		

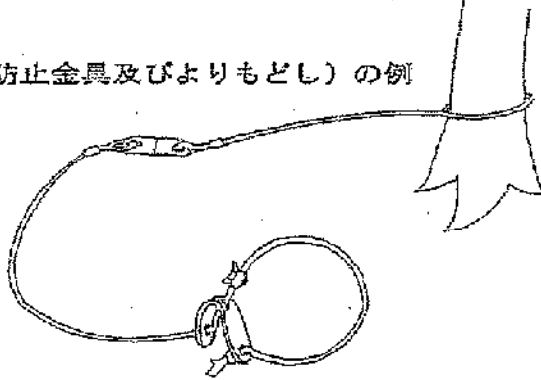
* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

参考（6） わなの使用に当たっての許可基準

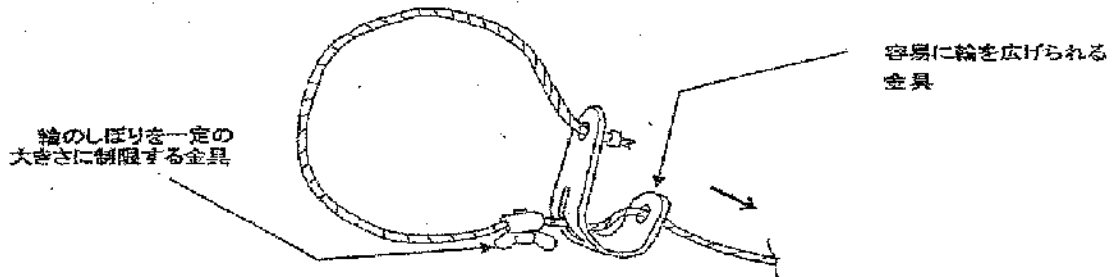
(環境省資料)

くくりわな（締付け防止金具及びよりもどし）の例



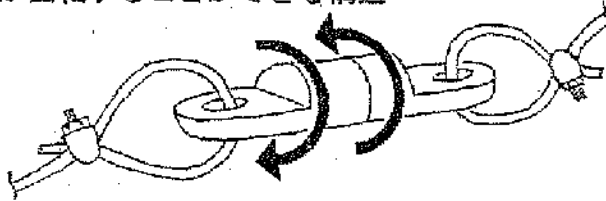
1) 締付け防止金具

一方向に金具を引くことで、容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



2) よりもどし

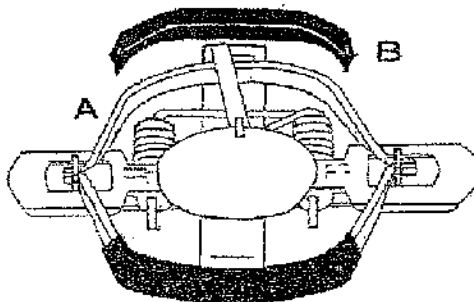
金具の両端が回転することができる構造



とらばさみ（衝撃緩衝器具）の例※

3) 衝撃緩衝器具

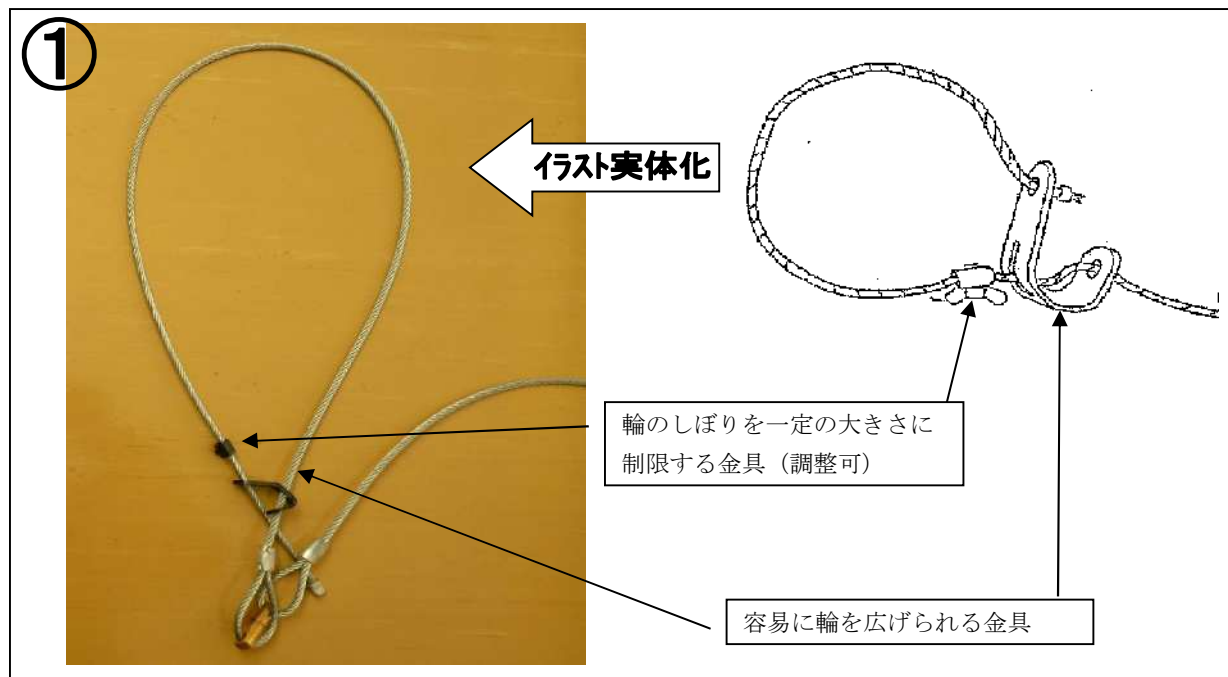
ゴム製等のパッド（B）を（A）の位置に装着して使用する。



※狩猟以外の目的での捕獲等について、やむを得ない事由が認められる場合に限定

● 「くくりわな」の締付け防止機能の整理

捕獲された動物が必要以上に締め付けられることを防止するため、「締付け防止機能」として図①の金具取付けを指導している。



※金具同士が干渉し合い、一定の輪の大きさから小さくすることができなくなる。

ただし、「容易に輪を広げられる金具」や、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」を、ワイヤーの加工等により代用しても、締付け防止機能の効果が維持できれば、図①に限定していない。

なお、図②は、「容易に輪を広げられる金具」の代用した一例である。

この適用は、イノシシ、ニホンジカ（ヤクシカを含む。）の第二種特定鳥獣管理計画（R4. 4. 1 ～R9. 3. 31）の「第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われる区域」の狩猟に限られる。



参考（7）

被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等①(一般捕獲と法人捕獲)

区 分	捕獲実施者（一般捕獲）	捕獲従事者（法人捕獲）
捕獲の目的	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系 [※] に係る被害の防止	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系 [※] に係る被害の防止
狩猟免許の有無	必要（一部例外あり）	必要
補償能力の有無	必要（一部例外あり） <small>（一社）大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員の み加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など</small>	必要 <small>（一社）大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員の み加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など</small>
使用できる猟具	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。 （一部例外あり）	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。
捕獲する時期	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 有害鳥獣捕獲対策協議会において予察表を作成している場合は，被害発生前の捕獲を，農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。（特定される鳥獣からの被害が予想される場合）
捕獲できる対象鳥獣	捕獲依頼のあった対象鳥獣。 自らが被害を受けた鳥獣。	捕獲指示のあった鳥獣。
捕獲を行う区域	鳥獣により被害のあった区域。	鳥獣により被害のあった区域。 予察捕獲に当たっては，被害が予想される区域も含めることができるが，捕獲区域に含める明確な理由付けを行うこと。 <small>（原則狩猟期間中の有害捕獲は行わないこととするが，やむを得ず，狩猟期間に有害鳥獣捕獲を行う場合，明確に有害捕獲と狩猟の差別化を図る）</small>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 銃器による捕獲を行う実施者は1年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲実施者については狩猟経験年数は問わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 銃器による捕獲を行う従事者は1年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲従事者については狩猟経験年数は問わない。

※ 生態系被害防止による捕獲の許可は，本庁（自然保護課）許可

参考（８）

被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可基準等②（狩猟免許不所持者）

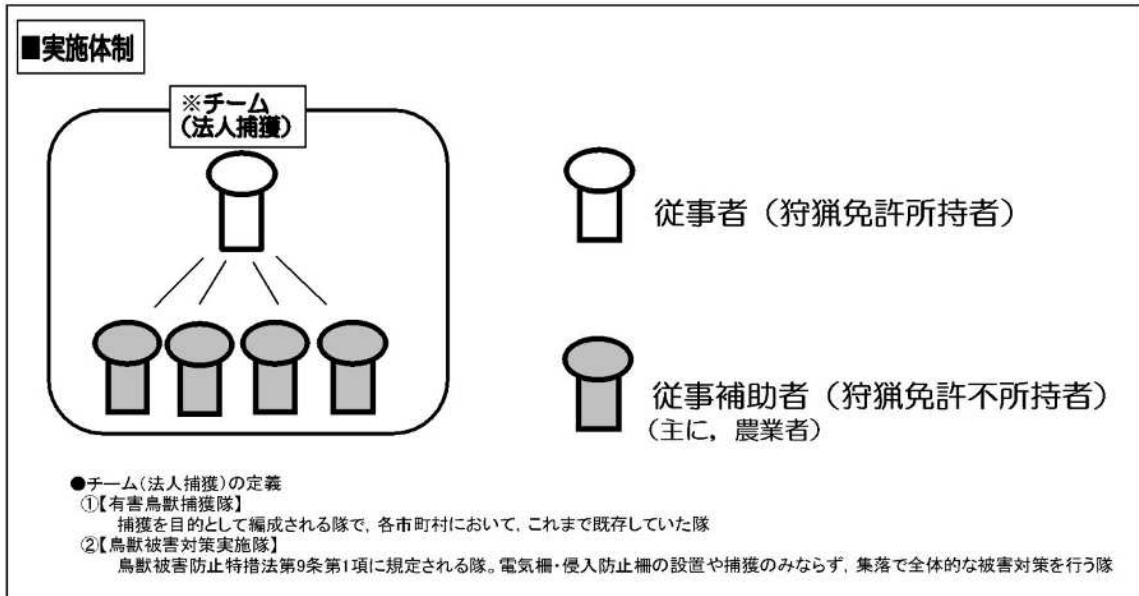
※第四， 2－3， (2)参照

区 分	捕獲実施者 (被害者自らの捕獲)	捕獲従事補助者 (法人，共同による捕獲)
捕獲の目的	① 住宅等の建物内における被害を防止する目的 ② 農林業被害の防止の目的 ③ 被害防止の目的(巣の撤去に伴い，カラス類・ドバト等の雛を捕獲する場合)	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系 [※] に係る被害の防止
狩猟免許の有無	無	無
捕獲する時期	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 <u>予察捕獲は実施できないので注意</u>	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 捕獲協議会において予察表を作成している場合は，被害発生前の捕獲を，農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。 (特定される鳥獣からの被害が予想される場合)
捕獲を行う区域	① 住宅等の敷地内 ② 自らの事業地(所有する農地・林地，借地，業務受託した農地・林地)内(業務受託した農地・林地は土地所有者の了解を得ているものに限る) ③ 鳥獣により被害のあった区域	捕獲指示書に示す区域
使用できる猟具捕獲の方法など	「小型の箱わな [※] 」，「つき網」，「囲いわな」に限る。ただし，1日1回以上の見回りが実施できる場合に限る。	「箱わな」，「囲いわな」に限る。 ※狩猟免許所持者の監督下で，わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり，かつ，連絡を受ければ狩猟免許所持者がいつでも駆けつけられる場合等，狩猟免許所持者による立会と同等以上の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも，許可対象として認められるものと解して差し支えない。 また，上記のもとで止めさし作業を行う場合は，有害鳥獣捕獲対策協議会等において捕獲従事補助者を決定する。 わな及び餌の見回り，交換及び通報は捕獲従事補助者のみでも可能とする。
捕獲できる対象鳥獣	被害を及ぼした獣類に限る。	捕獲指示書に示された鳥獣類
備 考	「農林業者の定義」 農業又は林業(日本標準産業分類・中分類01のうち小分類011～013及び中分類02のうち小分類021～023に限る)を行っている者であって，一定の収入を得ている者を指し，専ら自家消費のために作物を栽培している者は含まない。	<ul style="list-style-type: none"> 法人(市町村等)は，狩猟免許不所持者を捕獲従事補助者として捕獲隊(捕獲班)に含める場合は，技術講習会を行う必要がある。 捕獲従事補助者が止めさし作業を行う場合は，従事者証(様式第7号)の条件欄にその旨を記載する。

※ 生態系被害防止による捕獲の許可は，本庁(自然保護課)許可

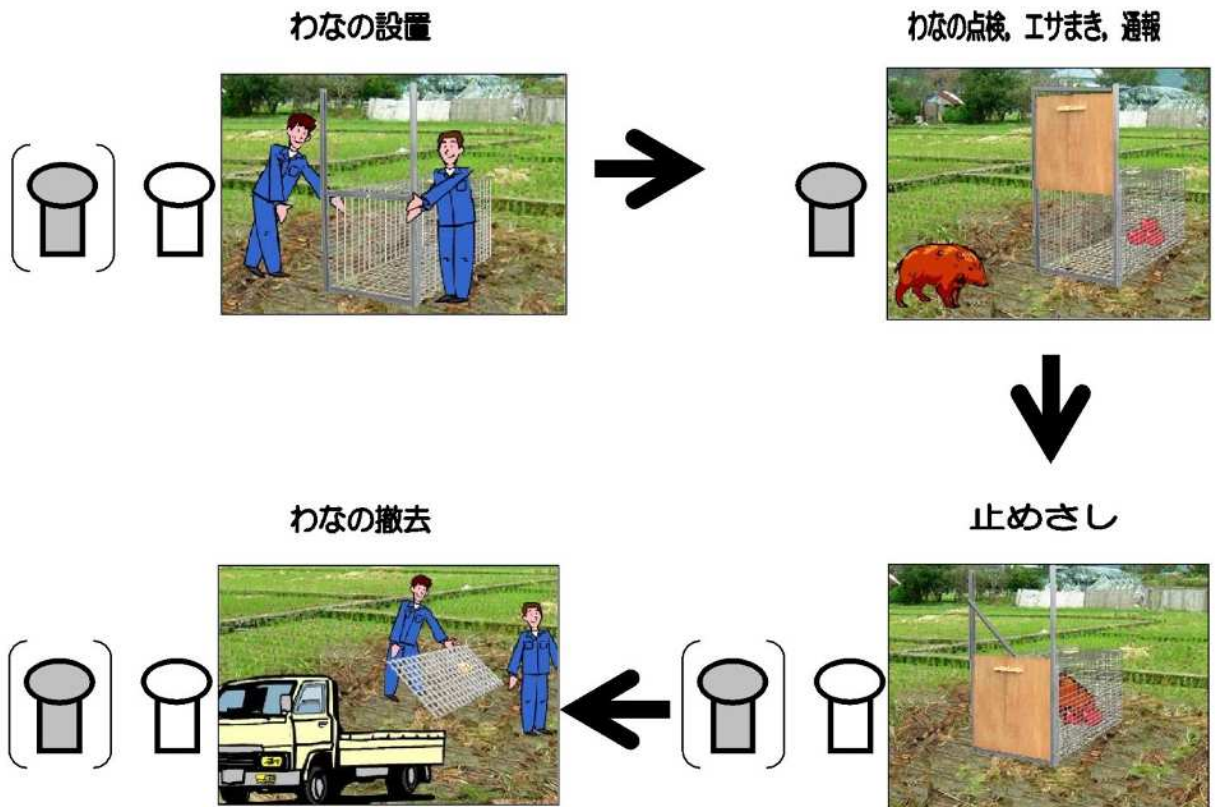
※ 「小型の箱わな」とは，幅(W)×高さ(H)×奥行き(D)の3辺の合計値が概ね2m以内を目安とする。

農林業被害防止の目的で、狩猟者免許（わな）を所持しない者を含め共同捕獲（法人・予察）を行う場合の概念図



■役割分担

※ () は、従事者（狩猟免許所持者）の補助的作業に限る



注. 銃器を使用する捕獲は対象とならない。

参考(9) 市町村別の予察捕獲と農林業被害状況

令和2年度 市町村別の有害鳥獣捕獲における予察一覧

振興局	市町村名	有害鳥獣捕獲許可対象の鳥獣名															
		イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	タヌキ	カラス	アナグマ	ヒヨドリ	スズメ	カワラバト (ドバト)	ノウサギ	カモ類	カワウ	キジバト	キジ	その他	
鹿児島	鹿児島市	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	日置市	○●	○●	○	○	○●	○●		○●		○	○●					
	いちき串木野市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	三島村																
	十島村																
南薩	枕崎市	○●		○●	○●	○●	○●										
	指宿市	○●		○	○●◎	○●◎	○●◎			◎							
	南さつま市	○●	○●	●	○●	○●	○●	●	●	◎	●	○●					
	南九州市	○●	●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	●	○●	●				
北薩	阿久根市	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●						
	出水市	○	●	○	○	○	○	●	●	●	●	●					
	薩摩川内市	○	●	○	○●	●◎	●○	●◎	●◎	●◎	●	●	●		●		
	さつま町	○	○	○	○	○	○	●	●	●◎	●						
	長島町	○	○	○	○	○		○	○	○	○						
始良伊佐	霧島市	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎	●◎		●◎	●◎							
	伊佐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					
	始良市	○◎	○	○	◎	●◎	●◎										
	湧水町	○	○	○	○	○●	○	○	○	○	○		○				
大隅	鹿屋市	○◎	○	○	○	○	○	○		◎	◎	◎	◎				
	垂水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	曾於市	○		○	○	○	○	○	○	○	○						
	志布志市	○●	○●	○●	○●◎	○●	○●◎	○●	○●	○●	○●	○●					
	大崎町	●◎	●	○	●◎	●◎	●◎	●	●	●	●	●		●		●	
	東串良町	○●◎	○		○	○	○	○				○					
	錦江町	○●◎	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●	○●		○●			
	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	肝付町	○●	○●		○●	○●◎	○●	○●	○●	○●	○●	○●					
熊本	西之表市			○●		○●		○				○					
	中種子町			○		○		○				○					
	南種子町			○		○		○			○						
	屋久島町		○	○	○	○		○								○	
大島	奄美市	○				○							●				
	大和村	○				○											
	宇検村	○				○											
	瀬戸内町	○◎				○●											
	龍郷町	○				○											
	喜界町	○		○		○											
	徳之島町	○				○											
	天城町	○				○											
	伊仙町	○															
	和泊町	○				○			○						○	○	
	知名町	○				○			○●					○●	○		
与論町					○									○			
集計	○	19	10	18	12	22	9	12	6	7	7	6	2		3	2	
	●	1	5	2	1	1	1	5	5	3	7	4	5	1	1	1	
	◎	1		1	2	1	1	1	1	4	2	2	1				
	○●	8	6	6	6	10	7	6	6	5	4	6		2			
	○◎	3															
	●◎	2	1	1	2	4	3	1	2	3							
	○●◎	2			2	2	2										
	計	36	22	28	25	40	23	25	20	22	20	18	8	3	4	3	

○：法人による予察捕獲を実施(被害の有無に関わらず、予察表に併う指示・実施)を記入 ※要協議会の開催
 ●：法人による被害発生後の捕獲を実施(市町村による現地調査後に指示・実施)を記入
 ◎：一般による被害発生後の捕獲を実施を記入

■過去3箇年の主な鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

鳥獣名	H30	R1	R2	計
イノシシ	170,798	227,811	194,966	593,575
シカ	84,853	85,970	63,892	234,715
サル	15,819	13,868	13,310	42,997
アナグマ	16,948	14,756	14,426	46,130
タヌキ	5,466	4,713	3,363	13,542
ウサギ	6,003	8,978	6,620	21,601
ネズミ	795	1,628	1,287	3,710
マンゲース	0	0	0	0
その他獣類	0	1,849	2,581	4,430
カラス	34,034	26,038	26,260	86,332
ヒヨドリ	17,314	123,532	55,398	196,244
スズメ	9,352	9,048	5,029	23,429
カモ	2,906	2,769	5,142	10,817
ハト	1,316	1,502	1,439	4,257
ツル	999	1,508	1,449	3,956
その他鳥類	3,157	2,528	1,493	7,178
獣類計	306,982	359,574	300,444	967,000
鳥類計	69,078	166,925	96,861	332,864
鳥獣類合計	376,061	526,498	397,305	1,299,864

■平成30年度 市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局、市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マンゲース	その他鳥獣	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	11,663	1,276	260	2,509	1,184	79				3,233	2,821	1,937	97				16,970	8,087	25,057
南薩	8,629	374	87	7,676	19	192				2,772	2,504		2			381	16,977	5,660	22,637
北薩	92,203	26,960	208	3,945	2,198	2,230				6,637	6,604	6,245	1,070		999		127,744	21,555	149,299
始良・伊佐	14,732	13,642	2,005	331	188					667	42	410				48	30,897	1,167	32,064
大隅	29,380	120	11,011	2,487	1,877	1,754				3,087	4,466	693	10	861			46,629	9,116	55,746
熊毛		42,481	2,249							13,172	304	68	1,727	87		764	44,729	16,122	60,851
大島	20,492					1,748	795			4,466	573			368		1,964	23,035	7,371	30,406
合計	177,098	84,853	15,819	16,948	5,466	6,003	795			34,034	17,314	9,352	2,906	1,316	999	3,157	306,982	69,078	376,061

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

■令和元年度 市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局、市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マンゲース	その他鳥獣	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	11,724	1,267	287	2,528	1,049	62				3,424	2,947	1,813	74				16,917	8,258	25,175
南薩	9,270	196	272	6,156		111				1,857	21,016		3				16,005	22,876	38,882
北薩	94,255	27,401	271	3,563	2,052	2,004				7,424	7,229	5,873	1,058		1,508		129,546	23,092	152,638
始良・伊佐	15,038	13,218	2,227	370	174					674	39	569					31,027	1,282	32,309
大隅	31,241	138	8,493	2,138	1,439	1,707				2,540	7,515	500		642			45,156	11,197	56,354
熊毛		43,064	2,318						1,849	5,159	68,173	293	1,634	148		697	47,231	76,104	123,335
大島	66,283	686				5,094	1,628			4,960	16,612			712		1,831	73,691	24,116	97,807
合計	227,811	85,970	13,868	14,756	4,713	8,978	1,628		1,849	26,038	123,532	9,048	2,769	1,502	1,508	2,528	359,574	166,925	526,498

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

■令和2年度 市町村別鳥獣による農作物被害額

【単位：千円】

振興局、市町村	イノシシ	シカ	サル	アナグマ	タヌキ	ウサギ	ネズミ	マンゲース	その他鳥獣	カラス	ヒヨドリ	スズメ	カモ	ハト	ツル	その他鳥類	獣類計	鳥類計	鳥獣類合計
鹿児島	12,571	1,275	289	2,442	917	54			725	3,505	2,538	1,778	75				18,272	7,896	26,168
南薩	10,607	210	288	5,631		88				1,952	16,117		151				16,824	18,220	35,044
北薩	70,144	14,864	242	2,805	775	93				6,552	5,654	2,425	1,352		1,449		88,923	17,434	106,356
始良・伊佐	20,667	12,847	2,153	320	191					625	33	75					36,179	732	36,911
大隅	32,500	287	8,067	3,228	1,480	1,833				3,718	6,361	438		641			47,396	11,159	58,554
熊毛		34,271	2,270						1,856	4,656	14,092	313	3,563	47		685	38,397	24,006	62,404
大島	48,477	139				4,553	1,287			5,252	10,603			751		808	54,455	17,414	71,869
合計	194,966	63,892	13,310	14,426	3,363	6,620	1,287		2,581	26,260	55,398	5,029	5,142	1,439	1,449	1,493	300,444	96,861	397,305

※ 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。